

平成29年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年12月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第94号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
第3	議案第95号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第4	議案第96号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第5	議案第97号	訴えの提起について
第6	議案第98号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第7	議案第99号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第8	議案第100号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第9	議案第101号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第102号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第11	議案第103号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第12		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	報告第 10 号	損害賠償の額の決定について
日程第 4	議案第 94 号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第 5	議案第 95 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 96 号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 97 号	訴えの提起について
日程第 8	議案第 98 号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 99 号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第 10	議案第 100 号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 11	議案第 101 号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 12	議案第 102 号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 13	議案第 103 号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第 14		一般質問

○出席議員（１４名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	森高	下原	真邦	次子
７番	葛	谷	寛	徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都小	竹倉	淳孝	也文
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	石東	腰佐	藤廣	豊司
代表監査委員	洞清	口水	明	之貢
会計管理者	湯泉	之下	利達	宏匡
総務部長	大柚	原	雅孝	也誠
財政課長	柏青	木場	順哲	行則
教育委員会事務局長	坂佐	藤		一哉
企画部長				
商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水赤	上谷	雅真	廣子
書記				

平成29年第4回 飛騨市議会12月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 11名

No.	質問者	質問事項	備考
1	1 前川文博	1. 飛騨市水道事業経営戦略について ① 水道料金はどこまで上昇するのか。 2. 台風21号の経験から、今後対応について ① 防災備蓄品について。 ② 緊急時の対応は。 ③ 富山地域との連携が必要では。 ④ 道路付近の立木管理について。	6日 (水) 午前
2	2 中嶋国則	1. 公共交通桃源郷線について ① すば一ふる利用者の利便性の改善を。 2. クアオルト健康ウォーキングの推進 ① 今後どのような方法で普及を図るのか。 ② 教育委員会が推進しているフルディックウォーキングとの違いは何か。 ③ ウォーキングによる地域活性化を。 ④ 黒内屋内運動場の駐車場の舗装を。 3. 森林公園の管理棟・宿泊棟の耐震化 ① 災害時の緊急避難場所としての耐震化を。	6日 (水) 午前
3	3 徳島純次	1. 空家等対策について ① 飛騨市特定空家等対策条例、同施行規則の不備について。 ② 空き家撤去補助制度について。 ③ 相続放棄された危険空家等は誰が管理責任者か。 ④ 代執行や略式代執行について。 ⑤ 空家化の予防について。	6日 (水) 午後
4	4 中村健吉	1. 木炭生産による林業振興事業について ① 市で「木炭生産」を推奨できないか。 2. 飛騨市内の中学校での部活動指導について ① 中学校教員の部活動時間外勤務時間を把握しているか。 ② 時間外勤務に対する補償はどのようになっているか。 ③ 部活動指導にあたる教員の思いをどのように把握しているか。 ④ 中学校教員以外で部活動指導者を委嘱している例はあるか。 ⑤ 中学校に部活専門指導者を置くことは可能か。 ⑥ 今後中学校部活動指導の方向についての考えは。	6日 (水) 午後
5	5 森要	1. 新港郷との友好提携調印に伴う今後の展開について ① 友好調印式に伴う市長の見解について。 ② 交流の促進について。 ③ 今後の事業展開について。 2. 観光客受け入れの充実について ① 今年度の観光客入込数増加の分析と今後の対策について。 ② 古川町まちなか整備計画検討委員会の提言に伴う経過について。 ③ 観光バス、自家用車等の動向の実態調査について。 ④ 観光誘客宣伝事業の進捗状況と今後の展開について。 3. 空家対策について ① 特定空き家の問題点について。 ② 相談窓口の外部委託について。	6日 (水) 午後
6	6 住田清美	1. 子どもの貧困・アンケートからみてきたこと ① ひとり親家庭の生活実態について。 ② 「子育て応援センター」への相談実績について。 2. 保育園の運営状況について ① 平成30年度の入園申込みについて。 ② 完全民営化の検討状況について。 3. 新和光園の建設について ① 定員設定の根拠について。 ② 渡り廊下の活用について。 ③ 人員配置について。 ④ 民営化の検討について。	6日 (水) 午後

平成29年第4回 飛騨市議会12月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 11名

No.	質問者	質問事項	備考
7	1 野村勝憲	1. 中心市街地の活性化について ① 中心市街地店舗拡大促進補助金と店舗リニューアル補助金の利用状況は。 ② Aコープ古川店閉店の影響は。 ③ 町に賑わいを果たせる工夫は。 ④ 空き店舗の利活用や新規事業参入の手助けなどの展開案は。 ⑤ 具現化のためのプロジェクトチームをつくったら。 2. 「住んでよし・訪れてよし」の観光まちづくりについて ① 来訪者にまちを回遊してもらう仕組みづくりについて。 ② 古川町壺之町上組の女三番叟からくり人形の復活を。 ③ 地域連携によるプラス効果を。 ④ 台湾新港郷と今後どのような国際交流を図っていくのか。	7日 (木) 午前
8	2 高原邦子	1. 飛騨市環境基本計画からのごみのポイ捨て・不法投棄の対策について ① ごみのポイ捨て・不法投棄の傾向と対策は。 ② 不法投棄発見の通報・パトロール等の割合は。 ③ 不法投棄物の内容は。産廃はなかったか。 ④ その分析からわかったことは何であったか。 ⑤ 不法投棄等の処理費用はどれくらいかかっているのか。 ⑥ 監視カメラで監視体制強化の範囲・箇所は。効果は十分といえるか。 2. 公布された民法改正法について ① 飛騨市はどのようにこの民法の改正をとらえているのか。 ② 時効など影響はあるのかないのか。 ③ 連帯保証人を必要としている契約は飛騨市ではどれくらいあるのか。 ④ 自治体の実務として契約の管理と時効の管理を見直す考えは。	7日 (木) 午前
9	3 洞口和彦	1. 来年度の地域振興費の増額について ① 地域振興費の配分基準と使用条件は。 ② 地域要望の件数と要望実施は。 ③ より多くの要望解決のための増額措置できないか。 2. めひの野園による障害福祉サービス事業所及び食鳥処理施設開設について ① 障害福祉サービス事業所及び食肉処理施設の開設予定について。 ② 就労継続支援B型への移行の方向性について。 ③ 地域支援センターの改善について。 ④ 地域活動支援センター利用者の声や要望は。	7日 (木) 午後
10	4 井端浩二	1. 入園、入学準備品支援事業補助金について ① 制度の申請者数はどの程度で上限額の方の割合は。 ② 制度に対する問い合わせや意見は。 ③ 次年度へ向けての改善点は。 ④ 対象品目の追加の考えは。 2. 飛騨市コンペション等開催支援補助金について ① 制度による宿泊者数は。新たな大会や合宿はあったか。 ② 制度に対しての意見や要望はあったか。今後の考えは。	7日 (木) 午後
11	5 仲谷丈吾	1. 建設業について ① 市でもi-Constructionの補助や講習等整備していくべきでないか。 ② 除雪オペレーターの確保についてどのような政策を講じていくのか。 ③ 災害等あった場合の緊急時や維持費を予算化しては。 ④ 除雪に対する支払いについて、現状にあわせた見直しが必要ではないか。	7日 (木) 午後

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 12 番、森下真次君、13 番、高原邦子君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 94 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
から

日程第 11 議案第 103 号 平成 29 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
について

日程第 12 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 94 号、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第 11、議案第 103 号、平成 29 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）までのあわせて 10 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。10 案件の質疑とあわせて、日程第 12、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に 8 番、前川文博君。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔8 番 前川文博 登壇〕

○8 番（前川文博）

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず 1 点目です。飛騨市水道事業経営戦略について伺いたいと思います。水道料金はこれからどこまで値上がりをするのか。そういった点について聞いてまいります。

先般の全員協議会におきまして、飛騨市の上水道事業が将来にわたっても安全、健全に安定的な事業活動を継続していくために、平成 30 年度から平成 39 年度の 10 年間にわたる「水道事業経営戦略」の説明がありました。内容は、人口減少により水道の使用量

の減少で料金の収入が減少する。施設、設備や管路の建設改良費は、老朽化によって更新の必要性が生じ増加する。

そこで3パターンの検討案の説明がされました。1つ目は年間に4.4億円の建設改良費をかけた場合。この10年間で40パーセントの料金値上げを3回、10年後には今の2.74倍の料金。4人世帯24立方メートル使用の家庭では、2,940円の料金が8,076円となります。2つ目は年間2億円の建設改良費をかけた場合。この10年間で20パーセントの料金値上げを2回、10年後には今の1.44倍の料金。4人世帯24立方メートル使用の家庭では、2,940円の料金が4,234円となります。3つ目は年間1.2億円の建設改良費をかけた場合。この場合は10年間での値上げを行わない。この3つの案です。今後の方向性として2つ目の検討案をもとにシミュレーションしてありました。10年間で1.44倍になる料金値上げです。

施設や設備の改修や更新は、耐用年数や経年劣化を考えれば、やむを得ない面もあるでしょう。今は今後10年間の計画であります、さらに今後人口減少が進むのは確実に水道の使用量が減り、料金収入が減少すれば維持管理をしていくうえで、その後も値上げが行われると考えられます。今後10年の見通しを踏まえ20年後30年後、その先も踏まえて料金はどこまで上がるのかも心配されます。水道事業における10年以上先を見据えた長期的な方針と料金値上げの見通し、予想についてどのような考えなのか伺いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

環境水道部長、大坪達也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

おはようございます。ただいまの飛騨市水道事業経営戦略について、水道料金について説明いたします。

まず、長期見通しの説明をいたします前に、水道事業会計について説明をさせていただきます。

地方公営企業の水道事業は、経営に伴う収入をもって運営しなければならないこととされているため、原則として、一般会計による負担、補助、すなわち公費負担ができず、必要な経費は水道料金でまかなうということが大前提となっております。

一方で、人口減少に伴う水道利用者の減少と、施設の老朽化が進む中で、市民の皆様のご負担をできる限り抑えるためには、経営の合理化は不可欠であることは言うまでもありません。

その経営の合理化であります、平成17年度以降、定員適正化計画や行政改革に伴い

組織の効率化が進められ、水道所管組織も平成16年度に18人から平成29年度現在12名と6名の減と着実に効率化が進められました。

また、職員一人当たりの担う管路延長を表す生産性指標において、岐阜県平均3万8,949、高山市4万4,677、下呂市1万6,844となっているのに対し、飛騨市はこれを大きく上回る5万2,844となっております。この少数の職員により効率的に管理が行われております。

他方、効率化で少人数となりまして技術継承が困難になることが予測されるため、施設管理の民間委託も視野に入れ進む必要がありますが、この点では難渋しております。

近隣の高山市では、地元管設備組合、コンサルタント、プラントメーカーそしてメンテナンスサービスが出資し株式会社を設立、水道施設の管理を受託しております。下呂市では、地元管設備組合とプラントメーカーによるJVにより受託しております。

飛騨市においては、両市に比べ事業規模が小さいため、民間委託による経済的メリットが見込めず、委託に踏み切れない状況が続いているのが現状で、引き続きどのような方策が考えられるのか検討しているところであります。

また、施設の更新についてであります。こうした経営の合理化の一方で、老朽化に伴う施設更新は避けて通れません。このため、今般まとめました「飛騨市水道事業経営戦略」では、年間の建設投資額について複数の検討案の中から現実的な解を示したところであります。具体的な施設更新の内容については次年度予定しております上水道施設更新計画の中で検討を進めますが、経営戦略の期間である10年間では、料金値上げは2回で現行料金の約1.4倍の値上げとしております。

また、議員おたずねの10年間以降の見通しについてであります。20年後は約1.9倍、30年後は約2.3倍の水道料金となることを見込んでおります。

この試算は、あくまでも現状の条件下での予測ですが、20年、30年先の社会情勢、経済動向、水道施設の維持管理に関する技術革新などによって変化してくるものと思われます。

ただいづれにいたしましても、人口減少に因る料金収入の減少の中で、水道施設は老朽化していくことは、全国の自治体の共通の課題であり、手をこまねいていると将来に大きな負担を残すことになる中、国の積極的な関与も期待しているところであります。

なお、この経営戦略については、毎年決算後に、見通しと決算に乖離が無いかを確認しつつ、5年後に計画の更新を行い、利用者への説明を行うこととしております。この繰返しを行うことで、持続可能な水道事業としてまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

○8番（前川文博）

ただいま答弁いただきました。職員一人当たりの管路の管理は県平均より1万4,000メートル長いということで、職員は結構大変な業務をこなしているなど今聞いて感じております。民間に出すメリットも人口、水道使用料が少ないということで、メリットが

見込めないということであれば当然市としてやっていくということが今後必要な話なんですけども。今ですね、答弁の中にありました。10年以上先、10年後は1.4倍。20年後は1.9倍。30年後は2.3倍の見込みで後は技術革新によってこれが減るのかどうなのかというのがありますけれども。そこでですね、いま今回戦略の中で3つのパターンが示されたんですけども4.4億円、2億円、1.2億円の改良費を使うという案ですけども、その4.4億円なり、2億円、1.2億円の数字が出てきた根拠ですね。例えばどれくらいの事業を行ったらこれくらいなのか。例えば、管路でしたらどれくらい総延長があって、何年で改良していったらこれくらいかけなきゃいけない。とかですね、設備にしても耐用年数、老朽化ということがあれば更新していくのに幾らかかるから、それを何年かかったら、例えば年間2億円でいけるのか、ということをつぶし試算してあると思うんですけどもそういった金額の面とかはどのように検討されたのか、お答えください。

□環境水道部長（大坪達也）

3つのパターンのシミュレーションをお示したわけですが、まず4.4億円につきましては現在ある資産のうち、具体的に言いますと排水地、浄水地につきましては建設構造物、建築構造物ですと50年の耐用年数、土木構造物ですと60年なんですけども、それを超えている施設が5パーセントある。また電気20年、機械設備15年の耐用年数を超えているものが80パーセント。管路につきましては40年の耐用年数を超えたものが6パーセントあるということで、その中で全部を行うことでは検討する以前に経済的に無理ということで、それではその中でも重要な施設を更新して健全度が保てる、一番保てるパターンとして4.4億円を積み上げておりますし、また1.2億円につきましてはほとんど維持管理のみに考えた場合、故障した場合にその都度修繕していくという対応。2億円につきましては、その中で老朽化資産を更新しながらかつ現実的な料金値上げということで、逆に料金値上げが現実的なものに設定してそれから逆算してこのくらいの投資額ができるということでシミュレーションをしております。

○8番（前川文博）

すいません、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが4.4億円のほうですね、耐用年数長いものから短いものがあるって、4.4億円かけても全て行うのは無理と。4.4億円では無理ということなんですね。その中で重要なところを改修していった場合、4.4億円の毎年の改良費があると。今これはやらないよ、ということなんですね。2億円であればいまからの維持管理を毎年していったら、今の現状を当面は維持できると。料金値上げも1.4倍であれば、何とかするのではないかとということで、そこからきた2億円ということでまず良かったですか。ちょっとそこだけでもう1回確認させてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

維持管理のみで考えた場合が1.2億円で、更新もある程度含んだものが2億円となっております。

○8番（前川文博）

はい、すいません、2億円のほうには一部更新も入っているということで今確認をいたしました。そこでですね、先ほど4.4億円の中では4.4億円かけても全ての更新はできないということだったんですけれども、今その半分以上の2億円、料金の値上げから逆算してということなんですけれども、じゃあ実際この先なんですけど技術の向上とかいろいろあると思うんですけども、4.4億円、一番高いものをかけても耐用年数過ぎているもので、電気とか機械設備はもう80パーセント以上が耐用年数を超えているという話だったんですがこの2億円をかけていけば、この先10年後の1.4倍、先ほど20年後は1.9倍。30年後は2.3倍ですか。技術が良くなれば値下げ、上げ幅を少なくできるというような答弁があったと思うんですけど、それで本当にいけますかね、その辺の読みはどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

20年、30年後のことですので、確かな読みということはお答えできませんが、前回値上げを検討いたしました平成22年、そのときに平成30年度までのシミュレーションを行っております。それと実際の決算額を比較しますとそんなに収入において大きなぶれはなかったと思っております。そういうことを考えますとある程度の見通しとしては成り立つと。ただ先ほども言いましたように情勢によって上ぶれ、技術的に良くなれば少ない投資で更新ができていくとか。あるいは社会制度的なもので何か新たなものができれば、それも適用できるとか。そういうものがありますので、先ほども言いましたように現在の条件で見通しをたてた場合のということでお示ししております。

○8番（前川文博）

いま平成22年度にたてた料金値上げのお話もでたので、そちらのほうも聞かさせていただきたいんですけども、平成23年から平成27年にかけて市内の水道料金、簡易水道を統合するという話もあって市内全域の料金を統一してまいりました。その中ではかなり値上がりした地区もございます。この料金改正で今平成30年度までのシミュレーションをして収入にぶれはなかったという今お話もあつたんですけども、この料金の改正のときですね、いまちょっとでてたんですけどもいつごろまで対応できるという見込みでこの値上げをした金額だったんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

前回の値上げにつきましては、市町村合併に伴ってそれぞれの料金が違うという、それを調整を5年以内に行うという計画で行っていたわけですが、5年経っても進まないということで平成22年にしっかりと計画を立てて進めた料金統一を主な目的として値上げしたわけですが、そのときの予測は一応平成30年度までの予測を立てて実行しております。

○8番（前川文博）

そうですね、基本的な部分はその料金統一がメインでありますので、平成28年度までですか、統一をしていくということで平成30年度まではその料金でいけるのではないかという話ですよね。そうですね、最初水道料金のほうですと、古川の20の口径ですと25立米使うもので古川で3,100円。例えば河合でしたら1,150円ということで1,950円ですか、この差があつて。ちょっと今統一した数字のとこまでもっていないんですけど、単純に考えると河合のほうで1,800円ぐらいこの5年間で値上がりしているというところでまたこの先ですね、今この1.4倍ということになると本当にすごい値上げになる地区も出てまいります。神岡とかですとちょっと下がったりして、また上がっておるんですけども。そういったことを考えると必要な部分には仕方ない部分もあるんですが、何とかしたいなというのもちょっと思いまして、いろいろと調べておりました。そこでですね、平成22年。こないだ全員協議会の資料の中にもあったんですけども平成22年8月に飛騨市水道ビジョンというものが出されております。これに基づいて料金の値上げとかそういったことも平成23年から平成27年において行われたわけなんですけれども、この水道ビジョンでは安全で安定した水道を未来につなぐとビジョンの将来像を掲げて策定されております。この水道ビジョンでは、毎年の決算状況と目標値、計画値と比較して、経年的な変化の観察、経営環境の類似した他事業体と比較することで、目標の達成度合いや事業効果を評価することに活用すると94ページにですか、ここに書いてあるんですが。それを行うということは、経営の改善、料金改定率の低減を図って行くというのが目的になることだと思います。これまでですね、この平成22年8月、平成23年からスタートしたとしてですね、どのような検討、検証がされて、それをふまえて今回の経営戦略に至ったのか、その辺をお伺いいたします。

□環境水道部長（大坪達也）

前回の水道ビジョンに記述しました通り、毎年度会議を見直し、かつその結果が比較できるように統一指標をもって他町村の実態との比較できる表等を検討したものをホームページのほうに公表しております。

また、前回定めましたビジョンで達成されなかった項目等につきましても今回の経営戦略、あるいは次年度やる事業計画の中で反映させながら進めていく方針であります。

○8番（前川文博）

毎年検討はされてホームページにのっているということですので、その辺は実際され

ての経営戦略かなというふうに思います。いろいろ今お伺いしました。たぶん皆さん一番この話題の中で関心があるのは、この値上げ。今平成30年スタートという経営戦略なんです料金改正の時期は最初、2回目、いつを予定しているのか、お答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

値上げはあくまでも見通しの中で、経営戦略の中でお示ししたものでありますが、お示しした中では平成32年と平成37年を値上げをすることによって経営が安定し、かつ先ほども言いましたような更新ができていくというような見通しをたてております。平成32年と平成37年です。

○8番（前川文博）

平成32年には今の1.2倍にまず上がって、平成37年にはその1.2倍にまた1.2をかけた1.44という料金体系になるということで大体考えていてよろしいということでしょうか。

□環境水道部長（大坪達也）

これは決定したことではなくて現在のなかで安定的経営をするためにはこのような見通しで行っていくのがいいということでお示ししたものであります。それで当然実施に移る前にはまた説明等、順番に手順を踏みながら進めていくことになると思います。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。水道料金も人口減少の波にのるというかあれなんですけど、水道の使用量が減るので料金をまかなうということで値上げになってまいります。今回は通告してませんので、あれなんですけど上水道が水道の使用料が減って値上げということになると、当然下水道も水量が減ってくるんで、また経営が苦しくなるということでたぶん同じようなことがもうすぐ予想されるんです。今後ですね、下水のほうはまだ新しい施設ということであればすぐは影響しないかもしれませんが、水道が1.5倍、1.4倍になればたぶん下水も1.4倍になるのかなという予想をするので。今電気代も上がるとかいろいろ上がるという時期になってますので、結構値上げのこと敏感ですので、できるだけ低く抑えてですね。かといって、水道が止まってしばらく出ませんよということも困りますので、そういったことのないような改良で安定した供給ができるような体制を維持していただきたいなと思っております。

それでは、2点目のほうに移らせていただきます。台風21号の経験から今後の対応についてということで質問させていただきます。

けさは0時13分でしたか、緊急地震速報ということで。その前は6月の二十何日にたしか鳴ったのがエリアメールで、さっき記録に残っていたんですけども、また地震がいつ起きるかわからないというか災害がいつ起きるかわからないということで、先般の台風21号にからんでお聞きしたいと思います。10月23日の台風21号では、これまでに

経験したことがないような暴風により、飛騨市内でも多くの被害が発生いたしました。飛騨市の管理施設だけでも3,500万円以上の復旧費用が見込まれております。空き家の屋根が風で数十メートル飛ばされ、その屋根が当たった民家の窓ガラスが割れて、その割れた窓ガラスがさらに遠い場所まで飛散していた場所もありました。風でガラス飛んできて歩いていたら非常に危険だと思って現地を見てきたんですけども。

その大型の台風により飛騨市の幹線道路、国道41号、360号が雨量規制により長時間の通行止めとなりました。国道41号の船津～東茂住間が11時間30分。国道360号の打保～巢之内間が30時間40分。更に富山県の国道41号、猪谷～片掛間が9時間10分通行止めとなり、飛騨市の北部地域は陸の孤島状態となりました。国道41号では猪谷以北の規制に伴い、富山県境に架かる国境橋で通行規制がされたため、谷中山～茂住間においては49台の車が立ち往生し、身動きが取れない状況が9時間以上続きました。猪谷と打保、杉原にはいくつかの商店がありますが、国道41号の茂住～国境橋までの区間には商店は1軒ありません。また飲料の自動販売機も道路沿いには1台ありません。また、トイレは茂住パーキングにあります。規制を行った国境橋からは4.5キロも離れています。普通車であればUターンして行けますが、大型車では無理なことです。谷中山区では夜中からの長時間の通行止めにより、足止めされているドライバーを公民館に案内して、トイレの利用や休憩場所の提供、それから炊出しを行い、ドライバーや同乗者の体調に気遣いをされました。

地域で行った炊出しの後にですね、富山河川国道事務所からドライバーの方には、おにぎり2個と飲み物が配られたと聞いております。また、国道41号の雨量規制区間の沿線には、割石、漆山、土、跡津地区もあり、これらの地区も規制解除まで国道に出られないので孤立地域となってしまいます。

そういったことを思いながら4点についてお聞きしたいと思います。1つ目です。防災備蓄品についてお伺いいたします。以前、一般質問で飛騨市の災害時における備蓄品、特に非常食関係が不足している。市民の3割が1日分の量では少ない、増やすべきでないかと質問したことがあります。その時は、いい答弁はなかったのですが、今回の12月補正予算では防災備蓄品購入費に5,000万円、備蓄品保管用コンテナに200万円、今後の計画的な備蓄品購入に備えて防災基金に1億円の積み増しなどの予算が計上されております。これで市民の3割が3日分に当たる量が確保できることになります。全国各地で多くの災害が発生している状況を考えれば、いつどこで災害が発生するか、今はわかりません。

そのために備蓄品をきちんと確保して定期的に入れ替えていくことが重要であり、今回の予算措置は防災備蓄では前に進んだと考えられます。今回の予算で数量的なところは前進しますが、保管場所については実際に必要な場所に無いところがあるのではないのでしょうか。

国道41号の雨量規制区間内や、移動ができなく取り残された区間で防災備蓄品を保

管している場所は茂住地区にある夢館の1カ所です。国道360号は打保や杉原に備蓄品がありますが、今回のように県境に架かる国境橋で通行が規制されますと、そちらの備蓄品を使うということができなくなります。

今後備蓄品の保管場所を増やして、災害時や非常時、今回のように長時間食料や水分補給ができないドライバーの方などにもですね、防災備蓄品を使える体制にしていこうことが重要と思いますが、市としての考えはどうでしょうか。

また、地域で行う自主的な炊出しや施設の提供、こういったことについて、行政サイドからの支援も必要と思われそうですがどうでしょうか。

2点目です。緊急時の対応はということでお伺いいたします。車両の通行規制区間内で、急病人や火災が発生した場合はどのような対応がされるのでしょうか。雨量規制であれば緊急車両の通行は可能と聞いております。しかし、雨量規制の場所は土砂災害の危険が高い場所ということで規制がされております。土砂災害による通行不能や、これからけさも雪が降りましたが、冬期間には雪崩による通行止めも考えられる場所もあります。

神岡にできました防災ヘリポートは、昨日12月5日までに23回の使用実績があり、人命救助で有効に活用されています。飛騨市北部で孤立する地域があることを考えれば、飛騨市の土地を有効活用してヘリポートの設置が必要な場所もあるのではないのでしょうか。神岡町山之村地域も大規模林道と県道が使えなければ孤立いたします。冬期間は県道の1本道になるため、雪崩が発生したら孤立になります。河合町も1本道の国道360号が通れなくなると孤立状態になる恐れがでてまいります。宮川町も同じく国道360号が北と南、両方で通れなくなれば孤立状態になります。飛騨市内では災害時などに孤立地域が複数箇所発生すると考えられます。このことから、緊急時の対応について臨時ヘリポートなどの設置、こういったことが必要だと思いますがどのようなお考えでしょうか。

3点目です。富山地域との連携が必要ではないかということでお伺いいたします。今回の台風による通行規制は、飛騨市と富山市にまたがっております。国道41号の管理は国土交通省の中部地方整備局と、飛騨市神岡町谷の国境橋からは北陸地方整備局、さらに国道360号は岐阜県古川土木事務所の3つの事務所の管理となります。このエリアの中には飛騨市の市役所機能は一つもございません。富山市細入地区猪谷には、細入中核型地区センターの南部地区センターというものがあり富山市役所機能の一部を行っている場所があります。この通行規制で囲まれた区域内に住居があり、飛騨市役所に出勤できない職員も数名いたと聞いております。災害時や非常時に富山市と協定を結び、猪谷の地区センターを拠点にしてですね、情報収集をする。それから宮川地区、神岡地区の対応を行うというようなことを富山市、富山地区と協力して対応していくことも必要だと思いますけどもその点はいかがでしょう。

4点目です。道路付近の立木管理についてお伺いいたします。風による倒木も各地で多数発生いたしました。神岡小学校の通学路では、杉の木が根元から倒れ、通学路をふさぎました。その日のうちに処理はされましたが、歩道の柵は壊れ、現在も倒木の恐れがある

として迂回して通学をしております。迂回路は一旦坂を下りまた坂を上るルートで、約10分ほど通学時間が増えていると思われます。国道、県道、市道と道路管理者はそれぞれ異なりますが、飛騨市内にある道路です。以前一般質問ですと、道路脇の木によって日陰となる。冬季間は凍結して危ない。対処してほしいという質問があったと記憶しております。そのときは民地の木であり、個人の資産なので対応できないような内容の答弁だったと記憶しております。今回の倒木被害を見れば、道路付近については行政側、道路管理者も何らかの対策をしないと、今後ますます被害が多くなり処理費用も莫大になると予想されます。今回は通学路でした。通学路の安全対策としても必要なことだと考えておりますがどのようなお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

◎議長（葛谷寛徳）

総務部長、東佐藤司君。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

私からは1点目と3点目のご質問にお答えいたします。

1点目、防災備蓄品につきましては、飛騨市第2次総合計画で定めた人口の30パーセントの非常食等を1日分から3日分に量を増やしました。

それらの保管要領及び場所ですが、従来、市内各所の市施設で保管し、必要の都度、配分するという方法であったものを改め、今後は、先ほど述べた3日分の備蓄品のうち、市が1日分、区・自治会等が2日分を保管する形に変更することとしております。市備蓄品については、その4分の1を全般予備として、ハートピア周辺にコンテナ化して備蓄し、4分の3については、従来どおり市内各所に保管するよう計画しております。

区・自治会分の備蓄品については、人口比により直接区・自治会で一時避難場所となる場所に保管してもらうよう計画しております。これにより、2日分の食糧、水等の備蓄品は直接、区・自治会で保有することができ、発災直後の最低限の食糧等は確保できると考えております。

また、地区が孤立状態になった場合などにおいて、関係機関からの要請により、または区長等の判断でドライバー等に備蓄品の食糧等を提供いただいた場合は、その使用分を市保管分から補填するようにいたします。

また、ご紹介いただいた神岡町谷中山区の事例のように、区等が自前で炊事を行い、おにぎり等を提供された場合には、所要分を現物または費用で補填することについても検討してまいりたいと考えております。

今回、谷中山区の方々には自主的に炊き出し等行っただき感謝申し上げます。

次に3点目のご質問、通行規制により、飛騨市と富山市の境界エリアにおいては孤立した際、富山市役所と連携のうえで、猪谷の地区センターを活用し、連携して業務を行って

はどうかというお尋ねでございます。

実際に、今回の台風による通行規制により、副市長をはじめ規制区域内に住む職員が、飛騨市役所や振興事務所に登庁できないという状況が発生しました。当日、宮川居住10名の職員は、打保防災庫および杉原診療所に集合し、地域の情報収集や被災状況など現地確認の業務にあたり、電話やメールで振興事務所や本庁に情報を送っておりました。

今回同様、これまでも通行規制の際は、現地において地域の情報収集、状況把握、情報伝達にあたってきており、被害が大きい場合には、市の職員が避難所等の支援にあたる等の業務が発生することと考えられます。

富山市とは、災害時の消防相互応援協定も結んでおりますが、こうしたことを踏まえますと、まずは、孤立地域内にいる職員だからこそできることを考えていくという方針に立ちつつ、改めて集まる場所や行う業務等の検証・検討を行ってまいりたいと思っております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 坂場順一 登壇〕

□消防長（坂場順一）

2番目の緊急時の対応についてお答えいたします。

はじめに、車両の通行規制区域内で、急病人や火災が発生した場合の対応についてお答えいたします。

飛騨市内には、災害や通行規制により孤立する地域が複数あることは認識しており、その状況に応じ、急病人や火災が発生した際の活動方針を決めているところです。

まず、雨量規制で通行不能になった場合は、議員もおふれになりましたように、道路管理者と念書を交わすことにより通行可能となりますので、十分な監視体制をとったうえで規制箇所を通行し、災害事案に対応することとしております。

道路が雪崩や土砂崩れで通行止めになった場合は、通行可能な道路で活動を行います。全ての道路が通行不能な場合は、富山市消防局へ応援要請を行います。また、防災ヘリやドクターヘリの要請を行い、孤立地域への医師や職員の搬送を行っていきます。

ただ、いずれの状況におきましても、消防が対応するまでの間、時間がかかることが判明しており、その間、孤立地域内の消防団や、地域の皆さんにご協力をお願いすることになります。

次に、臨時ヘリポートの設置についてお答えいたします。

飛騨市消防本部では、現在、孤立する恐れがある地域を中心に、臨時離着陸場を14カ所指定しており、例えば、議員ご指摘の地域では、神岡町北部地域では北部農村広場を。山之村地域では山之村小中学校グラウンドを。宮川町の坂下地域では飛騨まんが王国をそれぞれ指定しております。

また、防災ヘリにつきましては、離着陸場以外の場所でも上空で停止し、昇降装置を使って人員搬送や、物資搬送が可能です。このようなことから、現在の臨時離着陸場で、孤立する恐れのある地域は対応可能と考えておりますが、今後の災害状況により、新しく必要と判断した地域におきましては、ヘリポートまでのアプローチや設置基準を検討したうえで、臨時離着陸場の指定を行っていきたいと考えております。

〔消防長 坂場順一 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

4点目の道路付近の立木管理について、お答えいたします。

道路付近にある立木の管理については、道路に危険を及ぼさないよう土地所有者が自ら管理するのが原則であると考えていますが、現実には市内各所で、立木の管理がなされておらず危険性のある箇所が存在するのは事実でございます。

市としましては、周辺の立木が明らかに道路に危険を及ぼすと思われる場合は、所有者に対し伐採等の管理を依頼していますが、多額の費用がかかる場合などは容易に伐採が進まない場合があります。

これらの事案に対応するため、市では昨年度より「飛騨市危険木処理事業補助金」を制度化し、道路や公共物などに被害を及ぼす恐れのある危険木の処理について、経費の8割を補助することとしており、昨年度は、4件の申請に対し100万円の交付を行いました。

今後も、道路に被害を及ぼす恐れのある民地の立木については、関係部署と連携を図り、危険木処理事業補助金の活用により所有者自らが対策していただけるよう促すなど、道路の安全性向上に努めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の市道蟻川～相生線の被害については、市でも状況を把握しており、被災直後の倒木処理後に残っている立木についても市道管理上、今後伐採することが望ましい部分があると考えております。

これらの立木伐採については、土地所有者に飛騨市危険木処理事業補助金を活用した処理について相談しており、了承が得られれば事業着手していただけたと考えております。

なお、立木伐採とは別に、法面自体の危険性についても点検を行う予定であり、道路防災上危険と判断されれば、国の補助事業を活用して市道の安全対策を進めて行く必要があると考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○8番（前川文博）

答弁いただきました。再質問考えていることをほとんど答えられてしまったんで、いま大分考えているんですが。まず、今一番最後に聞いた危険木の話なんですけども。危険木

の補助金出して、今８割補助でやるという話でした。昨年度は４件で１００万円の上限があったということなんですけども、これ上限は幾らで設定されていたかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが上限は特に設けてございませんので、お願いいたします。

○８番（前川文博）

すみません、柏木部長がでてみえたのでお伺いしますが、これは道路に直接影響あるところとかどうでしたかね。どの辺までが対応となるのか。例えば民家の裏とかそういうのも危険な話で一緒なのか。例えば道路に限定するのか。その辺どうだったか教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

危険木によって家屋とか住宅の用に供している家屋、また公共施設、地区の集会場、国・県指定の文化財、そのほかには市道、林道、送電線等々に被害を与える恐れのある危険木ということで、要綱が整備されておりますのでお願いいたします。

○８番（前川文博）

この件はこれで終わります。それでですね、ほかの件なんですけれども総務部長に確認をしていきたいんですけども、先ほど３０パーセントの３日分に増やしたうちの１日分は市で管理すると。残り２日分は区や自治会に配布して管理していただくということでした。そのうち市の管理のうち４分の１はハートピアでコンテナ管理。残り４分の３が各市内へ配布ですね、していくということです。その４分の１はハートピアでコンテナで管理ということなんですけど、コンテナはどのような感じで。例えばそれを積んで持つていくような感じを考えてみえるのか。そこへ取りに行くような感じなのか。その辺はどうなんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

コンテナはＪＲ用コンテナ、ああいった四角いものを予定しております。そのときの状況によってそこから必要なものを運び出す場合もあらうと思いますし、大量にどこかの特定の地域へコンテナごと運ぶというようなこともそのときの状況によってあらうかというふうに考えております。

○８番（前川文博）

はい、わかりました。コンテナを持つて行くにしてもね、道路通れなくなったら運べな

いので、今回の増やした２日分については各地域で管理してもらって使えるというのは非常に備蓄の数も増えたし、置く場所も増えていくということで非常に前進していいことではないかと思っております。あとですね、先ほどあった３点目の話で、宮川で１０名の職員がその地区のなかにあつて、打保と杉原に集まって管理されたという話だったんですけども、国道４１号のほうには誰も行かれなかったのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

これまでの経験で宮川地域はそういったこと、慣例といいますかしております。ただそれ以外にも職員、規制区域内の職員おりまして、そういった職員に対しましても今後そういったときの体制、行動ということを検討して徹底してまいりたいと考えております。ただ今回その１０名が国道４１号のほうに行かなかったのかということにつきましては、行っておりません。当時、今後検討していかなければならない問題だとは思いますが、仮に谷、中山のほうへ入っていったとしても入ることはできるんですが規制の関係で出ることができないというような規制状況だったようです。

○８番（前川文博）

はい、そうなんですよね、猪谷から茂住方面は入っていくと県境の橋で止められるということで、非常に面倒なところで止めております。これ富山河川国道事務所のほう、ちょっと確認したんですけども、例えば市役所の職員とかそういった方が通る場合、地元の方が通る場合どうなのという声をかけてもらえば通れますよということは、ちょっと紙じゃないのであれなんですけど、そういう話もちょうとお伺いしていますので、またそういうのも聞いていただいてですね、その今後起こればまたそのエリア内で、全般的にみてもらうのが飛騨市の今合併したあとの体制ですので、やっていただきたいと思えます。今その話になったので、富山の河川国道事務所、本来でしたら猪谷のスタンドがある所の先で止めるんですけど、あそこから先が規制なんです、なぜ国境橋で止めたかという、車が連なって猪谷のトンネルの中に車を止めたくないということで、国境橋で止めると。管理がそこからはじまるということで。そういう理由だそうなんです。富山の地区センターにも聞いたらその日地区センターも猪谷以外の職員は出勤ができないので、猪谷にいた職員がそこに出勤していたということで、ちょっと状況がはっきりわからなかったんですけど、引継ぎの日誌とかによるとその付近で足止めされていた車がほとんどいなかったのではないかと。トイレを使いたいとかそういった話もなかったということで、猪谷地域には止まってなかったんです。この辺やっぱりこの３つの事務所がからんでますので、やっぱりその辺もちょっと相談していただいて。猪谷で止まれば商店もあるしトイレもあるしいんですよね。そうすると市内通行していく人とかも健康面とか考えるといい部分がありますので、そういった部分でもうちょっと規制をする場所を考えていただくとか、そういったことも協議していく必要があると思うんですが、その辺は

どうですかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

今回の経験を踏まえてそういった関係部署との協議連携を図っていきたいと思っております。

○8番（前川文博）

はい、ありがとうございます。あとですね、消防長のほうから先ほどヘリポートの話があつて臨時ヘリポートは14カ所あるということでした。茂住のところもあとであるということを知ったんですけれど、たしかに茂住の方はたまにそこにヘリが降りて資材を下ろしたりということがあると知ってみえるんですけれど、やっぱり少し離れた場所の方々はどこにあるか知らないというのが現実だと思うんです。今3カ所ほどですか、お答えあつたんですけれども、こういう臨時ヘリポート、使える場所というのがあるのであれば今ハザードマップとか防災の関係のほうも今つくってるんですよ、紙ベースのもの。そういったものにもある程度載せていくのがいいんじゃないかと思うんですけどその辺はどうですか。ハザードマップなり防災のパンフレットですね。ヘリポート、臨時で使えるところはここにありますよというようなことが。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（坂場順一）

ハザードマップの件なんです、この臨時ヘリポートにつきましては状況によって場所が変わることがあります。昨年造りました神岡の消防防災ヘリポート、あそこができた関係で、ひとつ指定を無くしました。それはどこかと申しますと坂巻グラウンド。あその指定をしておったんですが、あそこをひとつ減らしました。本来であればどこでも着陸できるというのが、緊急時のみなんです、着陸できるんですが一応指定してその管理もしっかりしているということで、私どものほうでは指定をさせていただいております。いずれにしてもハザードマップに載せるということで、ずっとその場所が指定されるところかどうかというのはちょっと不透明なところがありますので、今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。そういう場所が欲しいねという話もありましたし、本当にその地元の方だけがやっぱ知っていた場所があつたもんですからそういったものを載せればどうかなということなので今質問させていただきました。その辺は臨機応変に対応できるということであればいいと思いますので、また地元のためにいろいろやっていただければと思います。それでは、これで一般質問を終わらせていただきます。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、前川文博君の一般質問を終わります。

次に9番、中嶋国則君。

なお質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので、大きく3点について質問させていただきます。1点目は公共交通桃源郷線について。2点目はクアオルト健康ウォーキングの推進について。3点目は森林公園の管理棟・宿泊棟の耐震化についてです。

それでは1点目、公共交通桃源郷線について質問させていただきます。公共交通の見直しがなされ、この11月1日よりルート変更や運行ダイヤの一部変更がされました。桃源郷線については、「株式会社飛騨ゆい」によるすば～ふる送迎無料バスが飛騨古川駅からすば～ふるまで、毎日一往復運行されていました。

しかし、バスの利用者が減少することにより、費用に見合う効果がないため、金曜日のみの運行になりました。金曜日の利用者は「女性デー」の実施により比較的多いため廃止せず、当面は運行されるようです。

さて、公共交通による桃源郷線については、飛騨古川駅発のすば～ふる行きが4便運行されています。質問に大いに関係しておりますので、4便のダイヤを紹介します。まずは、午前11時42分発。2番目が午後3時45分。3番目が午後5時5分。4番目が午後6時15分の4本です。途中の9カ所で乗客を乗せて、いずれも飛騨古川駅から26分の所要時間ですば～ふるに到着します。

ところが、すば～ふるから古川駅へ戻ろうとする場合には、午後6時11分すば～ふる発の1便しかありません。例えば、古川駅発午前11時42分のバスを利用した場合は、26分かけて12時8分にすば～ふるに着きます。そこで食事・入浴を済ませてもバスが出発するまで4時間余の時間を過ごさなければならないのです。

利用者の方から私のほうへ数人くらいですけれども、「もうすこし早く帰りたい。そうすればもっと気軽に利用できる。何とか早く帰れるダイヤがほしい」との強い要望があります。そこで提案ですが、古川駅午後3時45分のこのバスは、すば～ふるに午後4時11分に着きますが、何と帰りは乗客を乗せず、近くのふれあい広場に駐車待機しています。このバスは、古川中学校の部活バスとして利用されているからです。この部活バスを利用運行することが何とかできないでしょうか。参考までに部活バスの時刻表を調べてみました。夏場の5月から8月ですと古川中学校発午後6時15分です。そうしますと出発までに午後4時11分ですから約2時間の余裕があります。4月と9月ですと古川中学校発、午後5時45分です。出発までには約90分の余裕があります。10月と3月ですと古川中学校発午後5時15分です。出発までに約60分の余裕があります。冬場の11月から2月は、古川中学校発午後4時45分となっております。出発までには34分しかあ

りません。担当課の説明では、運転手の休憩時間が必要なため冬場の運行は実現が無理だとのことですが、夏場は、利用可能との説明でした。夏場は部活バスを利用して、11月から2月の4カ月間は何とか別の対応することによって、通年運行ができないか。そう思うわけです。市の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

公共交通桃源郷線についてのご質問にお答えします。市の公共交通は、全国に15自治体しかない「地域公共交通再編実施計画」を平成27年度に策定し、国・県の補助をいただきながら運行している状況にあります。この計画は5年間で、その見直しは、利用者数の増加やサービス水準の向上が見込まれるかという利便性の高さ、また運行経費の削減や収入の増加策として適当であるかという効率性の向上によって判断され、ハードルが高いものであるということ、を、まずご理解いただきたいと思います。

そのうえで、桃源郷線の見直しにつきまして検討を行っておりますけれども、議員ご指摘の14便の回送を乗降用に運行するためには、7キロの延伸と年間約60万円の追加費用が見込まれるため、いずれかの利便性の低い市営バス路線や便を減少させてはじめて運行が認められることとなっております。

このことを踏まえて、現在利便性の低いふるかわ循環乗合タクシーの見直しを行っているところであり、これにより、必要な時間帯に使用できる車両を確保したうえで、中学生部活バスとの調整、そして、中部運輸局の許可が得られるなど複数の条件が整えば、来年度以降に運行できるのではないかと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○9番（中嶋国則）

再質問をさせていただきます。運輸省の許可が要るからなかなかすぐにはできないということでした。そこで私今この桃源郷線について一般質問するにあたっては、他の路線はどうなっているのか調べました。この11月1日付で公共交通ガイドブックが各家庭に配られました。その中で各路線をみますと、すこし驚くことがありました。というのは、このガイドブックの中に10ページに桃源郷線、あるいは稲越線、月ヶ瀬線というこの3路線のダイヤが書かれております。そこで先ほどの話の中にちょっとあったかと思えますけれども効率性というような言葉がございました。私この中身をじっくり見ましたら、やはりこの今ほど質問したことと同じようなことがあるのではないかなと思ったわけです。具体的に申し上げますと桃源郷線の飛騨古川駅からすば～ふるまでは、たった4便しかないんですね。1日のうちに。先ほど申し上げた午前11時、午後3時、午後5時、午後6時とたった4便しかございません。そこでほかの稲越線であるとか、あるいは月ヶ瀬線を見ますとスクールバスの利用ということもあるんですけれども10便ほど。稲越線で

10便、それから月ヶ瀬線ではやはり10便あります。そういうことで、桃源郷はたった4便。稲越線はスクールバスの時刻表もいれて10便。月ヶ瀬線もスクールバスの運行いれて10便ということで非常に効率性ということを考えてよく言われる「空気を乗せて走っているバスがある」ということは、大変河合町の方には申し訳ないんですけどもこういったところが空気を乗せている路線じゃないかなと思います。そういうことで、この桃源郷線については10便に対してたった4便しかないという中で、効率性ということを考えるならばもっとこの桃源郷線に増やすべきであると。例えていいますと人口の問題がございます。古川町の人口は約1万5,000人。河合町は1,000人を切っております。宮川町は700人を切っております。そういった中でもっとすば～ふるを利用するための便、特に帰りの便が1便しかないというその状況をすぐにでも直していただきたいと思うわけです。そこで私の提案でございますけれども、株式会社飛騨ゆいのこの指定管理料というのが大変減らされております。平成29年度は四百何十万円、そして平成30年度も500万円ほどということで、平成29年度、平成30年度にむけて1千万円ほど指定管理料を減らすというような予想がされております。こういった指定管理料の中で、先ほど東総務部長から年間60万円かかるとおっしゃいましたけれども、60万円増やせば路線が1路線できるわけです。その辺のところ総務部長はなかなか判断が難しいと思いますので、市長にお伺いしますけれども、わずか60万円あればできるわけですから株式会社飛騨ゆいにあすからでもやっていただきたいと思うわけですから。あすは無理でしょうけど、その辺市長の英断を期待して質問させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることは理屈としては非常によくわかるんですが、バスの路線というのはそれぞれの地域地域に事情があって、それぞれの地域地域の実情に応じて決まっているものですから。全然違う地域を取り上げてですね、そこと比較してどうかというのは、まず前段の話ですが、これはいかなものかと思います。それから今の株式会社飛騨ゆいの話なんですが、60万円やって単独に走らせてもらえばいいじゃないかということなんですが、それぞれやっぱり第三セクターですけども株式会社としてのちゃんと収支をとって、採算をとっていく、経営としてやってくという判断の中で判断をされているわけですから、市が全部丸抱えすればいいんじゃないかということでは決していないのではないかと思います。今部長からも答弁申し上げたように、公共交通路線、先ほど申し上げたのは効率性の向上というのは、全体的な今回の地域公共交通再編実施計画がそういう理屈で成り立っておるということを申し上げたわけでありまして、別にこの路線について効率性がどうかということ言っているわけではないわけですね。ただ全体がそういうふうになっておりますから何かどれかをやめないとどれかがつくれないという仕組みになっているよということを申し上げているわけです。したがって今申し上げたように

古川循環乗合タクシーの見直しをすることによって確保できるのではないかという検討を今しておるのが総務部長の答弁でありますからそのようにご理解をいただきたいと思います。

○9番（中嶋国則）

ただいまの市長の答弁には納得できませんので、もうすこし掘り下げて質問させていただきます。先ほどそれぞれの路線が10便あるというようなことを申し上げましたけれども、温泉の利用ということを考えてですね、もうすこしじゃあ具体的に掘り下げますけれど、すば～ふるは行きの便といたしますか、すば～ふる行く便は4便で帰りは1便ということで5回しかすば～ふるには停まらないんですよ。ところがゆうわ～くはうすは10便ある中で稲越線と月ヶ瀬線であわせて15回、ゆうわ～くはうすに停まるんですよ。こういったのが効率性ということで、もう少しその辺ですね、今現在たったすば～ふるには5回しか停まらない。河合のゆうわ～くはうすには15回停まります。これ、見ていただければ、15回ゆうわ～くはうすに停まるようになっております。ですから私が申し上げているのは、その株式会社飛騨ゆいのほうへ60万円出せば1便だけ増やせるんですよ。そういったことを来年の4月もその運輸省のことがあるで、来年の4月も無理です。もうすこし前向きな話で、じゃあ来年の4月から何とか株式会社飛騨ゆいに単独の無料バスを走らせるとかそういったことを検討しますと。その辺はいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

現在行っている検討。まず今利用の少ない古川循環。本当に1日、1便0.3人しか乗っていない便があるものですからそういったところを減便し、今提案があったほうへ時間調整しながらまわすということを4月にむけて今、検討しております。まずは。それとそのそもそもこの公共交通の見直しを行なった理由といたしますか、背景ですけれども合併してからも飛騨市内には運賃がさまざまであったり、サービス水準が格差があったということ。それから大きなのが公共交通にかかる経費が増えていっている中で全体的な市の財政規模が縮小していかなければならないところにあって、公共交通の支出も抑制していく必要があったということで、将来的にも持続可能な公共交通を構築していくためには必要最低限といたしますか、高齢者の通院、買い物。それから高校生の通学を確保するという目標として再編を行なったということで、当時温泉ということは主には考えておりませんでした。ただやっぱり見直した後、温泉ということの要望が強かったものですから地域によってはこれまで行けなかった地域、1便だけ行くようにしたりというような改善はしてきたところでございます。

○9番（中嶋国則）

もう一度言います。というのはですね、先ほど一般質問で言いましたように金曜日は無料バスがでておるんですよ。利用者の方からは金曜日にやっぱりいろんな家庭の事情と

か行事等で行けないことがあると。そういったときに「中嶋さん、何とか月曜日か火曜日にもう1便何とかあると非常に利用しやすいし、お友達とも誘い合っつのんびり湯につかりたいんだ」ということを聞いております。ですから月曜日か火曜日にですね、株式会社飛騨ゆいのほうと交渉していただいて、何とかもう1便。帰りの便ですよ。帰りの便を何とか出していただければと。これはまた何とか問答になりますので、止めますが。

ということで、次のクアオルト健康ウォーキングの推進について伺います。さて、クアオルトとはドイツ語で療養地や健康保養地を意味し、ドイツ国内では州など約370カ所を指定をしています。山地や森林、温泉など自然環境を生かして数日から数週間の滞在ができるように整備されています。健康促進による医療費の削減のほか滞在型観光につながる狙いもあるようです。誰もが願う「いつまでも健康でありたい」を実現するには、何が必要でしょうか。それはまず運動と栄養と休養のこの3大要素が大切です。この3つをバランスよくとることが健康につながっていくのではないかなと思うわけです。運動をはじめるきっかけや継続するためには楽しさとそして手軽さが何ととってもポイントになります。この楽しさと手軽さを兼ね備えた運動がクアオルトウォーキングだと思います。私も黒内の認定式典のあとウォーキングにガイドの案内によりまして、参加させていただきました。体力にあわせてがんばらなくても十分に運動効果が得られるコースが飛騨市内に2カ所立派に完成をしたところですよ。専門的な見地を有するクアオルト研究所による認定コースとして黒内地内に飛騨古川朝霧の森コースと信包地内に飛騨古川森林公園コースを開設したところですよ。それを記念し、11月19日にクアオルト健康ウォーキング認定記念式典が黒内の屋内運動場において開催されました。式典には関係者やウォーキング参加者をあわせて80名余の出席者があり盛会でありました。私もこの式典及びウォーキングに参加をさせていただきました。この式典ではこの2コースの認定に加え、専門的な見地に基づいて有償でコースを案内する実践指導者4名と無償で案内する普及ガイド5名が日本クアオルト研究所が認める公式ガイドとして認定をされました。式典終了後には飛騨古川朝霧の森コースにおいて市内外より参加されたおよそ60名の方が記念ウォーキングを楽しまれ運動療法への認識を深めていただきました。日本クアオルト研究所長と実践指導者の案内説明により約1時間かけてウォーキングを楽しむことができました。飛騨市の医療費は15億円というふうに聞いておりますが、この医療費の削減、健康寿命延伸につなげていくには、どうすべきかを体験を踏まえて次の3点について質問します。今後のクアオルト健康ウォーキングの普及推進計画を伺います。教育委員会が推進しているノルディックウォーキングとの違いは何でしょうか。ノルディックウォーキングとクアオルトウォーキングによる地域活性化を目指すべきと思いますが、市の考えを伺います。飛騨古川朝霧の森コースは、薬草の宝庫でもありクアオルトウォーキングのみならず薬草鑑賞等の訪問が見込まれます。黒内屋内運動場の駐車場が発着点になりますから、来シーズンにむけては、今、砂利になっております駐車場を何とか舗装すべきと考えますが市の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

それでは、クアオルト健康ウォーキングの推進について、1点目の今後の普及方法についてお答えさせていただきます。クアオルト健康ウォーキングにつきましては、先般11月19日、日曜日に、市内に2つのコースとして、朝霧の森コースと森林公園コース、また有償でガイドを行う4名の実践指導者と、無償でガイドを行う5名の普及ガイドが日本クアオルト研究所から認定を受け、本格的に事業を推進する環境が整ったところです。

市としましては、まずは市民の皆さんにクアオルト健康ウォーキングに慣れしんでもらうため、来年度から「クアの道」を活用した定期的なウォーキング機会の提供として、春以降に普及イベントを開催するとともに、イベントを契機にその後は毎月ウォーキングを開催し、市民の健康寿命の延伸に貢献したいと考えております。また、それらと並行して実践指導者の皆様に市内を広く見ていただき、「クアの道」の要件に捉われない市独自のコースの整備も検討してまいりたいと考えております。

また、専門的な知見に加え、ウォーキング参加者の感想や要望などを直接把握している実践指導者によるガイド組織の設立を支援し、設立後は同組織が独自に企画するウォーキングイベントの実施や新たなガイド養成のための講座の開設、認定コースの簡単な維持管理なども取り組める仕組みづくりを進めてまいります。

2点目のノルディックウォーキングとの違いについてであります。クアオルト健康ウォーキングは、ドイツで心臓のリハビリや高血圧の治療等に用いられる先進的な取り組みを参考に、自然の野山を活用する運動療法で、運動強度が計測されたコースを専門的な見地を有するガイドと一緒に歩くことで、自身の体の状態を把握することができ、自分に最適なペースで歩けることが特徴です。

そうした点から、クアオルト健康ウォーキングは傾斜や起伏のある里山を活用する専用コース「クアの道」でガイドの指導のもとで実施することが必要となりますが、ノルディックウォーキングは場所を選ばず、ポールを使って一人でもウォーキングを楽しむことができるため、まずこの点に大きな違いがあると言えます。

また、ノルディックウォーキングはポールを持って歩くことで、より多くの筋肉を動かし、一般的なウォーキングより運動強度を高め、主に健康づくりの中でも体力の維持や強化、ダイエットなどを目的として実施されることが多いのに対し、クアオルト健康ウォーキングは、自分の体力に合った歩行スピードで、一定の心拍数、具体的には160マイナス年齢と、体表面を冷たく、具体的にはマイナス2度を保ちながら過度な負担をかけずに歩くのが特徴で、主に運動療法として普段運動習慣のない方の動機付けに有効であるなど、目的・対象にも違いがあると言えます。

いずれにいたしましても、クアオルト健康ウォーキングとノルディックウォーキング

は組み合わせが重要であると考えております。例えば運動習慣のない方に対し、クアオルト健康ウォーキングで日々の運動習慣の動機づけをし、その後の日常的な運動にはノルディックウォーキングを取り入れることで、習慣として継続的にウォーキングを楽しめる仕組みづくりにつながると考えられるため、今後はそれぞれの違いや特徴を活かした推進に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のウォーキングによる地域活性化についてであります。ノルディックウォーキングは、現在、スポーツ推進委員会を中心に市民の健康づくり、生きがいづくりなど、生涯スポーツ推進の観点からその普及に取り組んでおり、市民の健康・活力の向上といった意味での地域活性化につながると考えております。

また、クアオルト健康ウォーキングは、専門ガイドと一緒に歩き、自分の健康に対して集中的に意識を高める時間が確保できるプログラムであるため、飛騨市の温泉や薬草、エゴマ、宿泊施設などと組み合わせ「健康」をキーワードとした魅力的な健康プログラムとして提供することで、新たな誘客につながるのではと期待しております。

実際、先般開催したクアの道認定記念ウォーキングでは、飛騨市薬草フェスティバルと連携し、希望する参加者に薬草弁当を食べていただき大変な好評をいただいたところで

す。

いずれにいたしましても、個人の体力や健康状態に応じた選択肢が増えることでウォーキング人口の増加が期待できるため、今後も引き続き市民の健康寿命の延伸と健康な地域づくりを進め、健康の聖地とよばれるにふさわしい飛騨市になることで、外部からの誘客につなげていきたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

4点目についてお答えをいたします。

黒内屋内運動場の駐車場舗装につきましては、6月議会の中嶋議員からのご質問の回答として、総務部長より「市有施設全体の修繕状況を踏まえ指定管理者等と協議する」と回答させていただきました。

また、黒内区からも舗装に関する要望があったこともあり、検討したところですが、およそ900平米の舗装に約500万円かかることや、現在の碎石敷きのままでも駐車には大きな支障はないと判断し、現在のところ、見送っております。

以上のような現状ですが、今般、クアオルト健康ウォーキングにおけるクアの道が設置され、黒内屋内運動場の駐車場がそのスタート地点となったことを踏まえ、クアオルト関係で駐車場の利用度がどの程度になるのかなどの点を確認のうえ、改めて検討したいと思っております。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○9番（中嶋国則）

再質問させていただきます。今ほど清水事務局長のほうから検討するという答弁でございました。そこでこれはですね、11月19日の認定式典のときに参加者の方とかいろいろ聞いたんですけど、あそこはやっぱり雪がたくさん降るものですから、除雪すると砂利がもう道路まで出てしまったり、大変管理が大変やという話も聞きました。そしてやっぱり砂利のままですと雑草が生い茂りますし、桐の木も大きいのがあってのこぎりで切ったとそんな話もありました。管理が大変なんですね。そうするとやっぱり人件費的なこともかかりますし、長期的な目でみたらすぐにでもやるべきだと思いますし、クアウオーキングの人の出席というか利用あんばいをみて検討すると言わずにもっと積極的に前向きにですね、やっぱりクアオルトを広めていくんだという姿勢で、やはりあそこにきた人が舗装のほうやっぱり感じがいいんですよね。玄関にあたる場所ですから。その辺4月にむけて新年度予算で何とか検討しますということはできませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

碎石の件でございますけれども、現在指定管理者であります株式会社飛騨ゆいさんのほうで管理の範囲内で重機によります転圧をかけて管理をしていただいております。また黒内屋内運動場の利用者の多くは12月から3月までの屋内運動の利用者が多いという状況でございます。先ほど述べましたように、クアオルトのウオーキングのほうは4月から11月がシーズンだと思います。年間を通じてその駐車場の利用があると見込まれますので、先ほど答弁申し上げましたようにクアオルト関係での駐車の利用度等を確認いたしまして検討してまいりたいと思っております。

○9番（中嶋国則）

たぶんそうかなと思ったんですが、これは新年度予算でなかったらまたいろいろあの手この手で質問していきたいと思います。それでは、クアオルトのほう本題に移りますが、柏木部長の説明の中でクアの道、これはあまり私横文字は好きじゃないんですけども健康の道ということになるかと思うんですが、これの普及イベントを計画しておると。それからもうひとつ、その関連して毎月ウオーキングを計画しておるということでしたが、もうすこし具体的に市民の方にわかりやすく説明をお願いしたいと思いますがお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

11月19日にオープンしまして現在は実践指導員等がいろんな課題にむけて検討を行なっているところでございます。来年につきましては、先ほど申したようにイベントと

か毎月のウォーキングを計画しておるところでございまして、詳細にはまだつめておりませんので、今後詳細につめましたら広報とかチラシ等で全戸配布等しまして、年間の行事というような形でお配りをさせていただきたいと考えております。

○9番（中嶋国則）

クアオルトの先進地は山形県の上山市なんですね。これ上山市を飛騨市としても何名かの方が視察をされておるといふふうに伺っておりますが、その視察結果を受けて飛騨市ではどのように参考にされたのか。その辺を伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

先進地である山形県の上山市へ8月20日、21日と実践指導員が3名と市の職員の林業振興課課長、係長2名が視察にまいりました。どのような取り組みをしてみえるのか、またどのようなことで意見交換をさせていただきまして現場の生の声を聞かせていただいたところでございます。「食べて健康」をキーワードに地元でとれました四季折々の農作物とかくだもの等々、旬の食材を利用しましてクアオルト弁当またはクアオルト膳などで質の高い食の開発をしてみえたということで食についてたくさんの気づきがあったというようなことで報告を受けております。

○9番（中嶋国則）

上山市は日本での本当に最先端ということでございます。私、インターネットで見ましたら上山市の取り組みをみてみますと、年始年末を除いた360日、毎日ウォーキングが開催されております。これはですね、市長のリーダーシップといいますか、市長さんのお名前は横戸長兵衛さんですけども、毎日みずから早朝5時台から健康ウォーキングを実践されているということでホームページに載っております。市民の健康寿命延伸にとどまらず、観光客誘致にも大変力を注がれてお見えになります。上山市の市役所の中の組織体制ですね、ここを見ますとクアオルトの推進室というのが専門の課でございまして、職員が6名体制でやはり外貨獲得を含めて市民の健康、それに上山市振興計画の中で健康保養地を目指してまちづくりの柱として官民一体となったまちづくりに取り組んでいるということであります。私もやっぱり飛騨市もそのように本気度を示す必要があるんじゃないかなと思うわけです。市長にお伺いをいたします。専門のクアオルト推進室のようなものを将来つくられるお考えがありやないか。その辺をお尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回ガイドを認定をいたしました。私どもはもちろん市でも大いに推進していきたいというふうに思ってますし、そのためにまずは普及を図りたいということで、来年度やっていくつもりですが、ガイドの皆さんにやっぱり中核になって進めていただくと体

制がいいんじゃないかというのは基本的に思っております。なので、市役所がもちろん先頭に立ってやるというスタイルの上山市はたしかにそういう形になっておりますが、むしろ民間ガイドで組織をしっかりつくってもらってですね。全てガイドがいりますし、そういうことも含めあわせて考えますとまずその民間組織をしっかり育てるというのが先かなあということを思っています。将来的にまた規模が大きくなってくるといようなことが出てくるといいますので、そうした際にはあわせて市役所の体制も考えていきたいなと考えております。

○9番（中嶋国則）

市長の方針を聞かせていただきました。ありがとうございます。それでは最後の3点目ですけれども森林公園の管理棟・宿泊棟の耐震化について伺います。これにつきましては9月の議会においても同じような質問をさせていただいております。もうすこし前に進んだ答弁が聞きたいと思って再度質問をさせていただきます。森林公園は、スポーツ施設として陸上競技場や野球場、サッカー、テニスなど多くの市民をはじめ、スポーツ・観光誘致の成果として遠く県外からもたくさんの利用があるところであります。この管理棟・宿泊棟ですけれども、建設してから39年間も使用されてきた建物でありまして、ところどころ壁がはがれて落下するなど危険性もあり、最近では壁の修繕等はされておられません。整備の重要性を改めて聞きたいと思えます。9月議会でも申し上げましたけれども、この飛騨市へのスポーツ大会や合宿による宿泊者数というのは大変多ございます。飛騨市への誘客手段として、サッカー、ラグビー、野球などの大会が数多く開催をされております。昨年度の実績を申し上げますと、宿泊者が一番多いのはサッカーです。5月の連休からはじまって、5カ月余、10月まで市内において22回の合宿や大会が開催をされております。宿泊者は延べ人数で、前回も言いましたけれども1万2,000名を超えると。大変多数であります。次に2番目に多いのがラグビーです。ラグビーの取りまとめは、宿の斡旋等は数河高原観光協会がやっておみえになりますので、そちらのほうへお聞きしますと宿泊者は約8,000人と。3番目は野球です。宿泊者は約1,000人ということであります。そのほか小学生のバレーボール交流会などが開催されており、宿泊される方もあるとお聞きをいたしております。スポーツ競技関係の宿泊者は、飛騨市内においては合計で2万人を優に超えるというところです。宿泊料金やあるいは食事、お土産品などの消費額は、仮に1人1万円を消費したと仮定すればサッカー、ラグビー等含めて、2億円を超える経済消費額になるとそんなわけで大変経済の活性化に役立っておるといところでございます。また、市内の宿泊施設の方にお聞きしますとスポーツ大会によって選手等役員の宿泊の斡旋はするんですが、応援に来た方の斡旋まではやってない大会等もあるということでございます。そういった斡旋の対象にならない応援等の方は高山市内で多くの方が宿泊をされておるとそういった状態にあるということを知っております。古川町内のキャパシティがないんだということでもあります。そういうことで、次に森林公園の管理棟・宿泊棟の災害時の緊急避難指定に場所に指定をされておるといことに

ついて、これも9月議会で申し上げました。平成11年の9・15豪雨災害では、避難勧告により信包区民や谷区民が林業センターに避難し宿泊したということがあります。しかし耐震工事がなされておらず、災害時の耐久性には大変不安があるところであります。そのときの災害状況写真を資料として提示をいたしております。ご覧いただきたいと思うんですが、これは黒内地内での被災状況なんですね。ここに特に8枚の写真ございますけれども、左の下2枚、この橋の近辺、非常にあの川の上流から下側へうつりますと、一番下の写真、暁橋ですか。これなんかでもやっぱり下流のほうに杉の大木がそこにありますし、大変この当時交通の支障になってホテル季古里とかそういったほうへの通行ができなかったということもございます。そして、ちょっとこの写真はなかったんですけども実は9月答弁でこの緊急避難所が五ヶ村地区にはないし、というようなお話をしたところ、市長の答弁では「ホテル季古里とかすば〜ふるがあるから大丈夫ですよ」というような答弁がございました。ところがですね、あの質問の後すぐ黒内の方から「いや、中嶋さん、実は季古里も豪雨災害の被害にあったんですよ」という電話をいただきました。そこで、すこし前にホテル季古里のほうへ行ってお尋ねしましたら、ホテル季古里は二階建てになっておりますけれども、一階が床上浸水に近かったということで。和室10畳の部屋が3室ございます。この畳を全部、床上になりそうになったから全部上げたんですよ。そんなことでさらに中庭の池がございましてけれども、ここも土砂でいっぱいになって除去するのに大変だったと。そんなわけで営業どころではなかったんですよというお話をお聞きしました。これはですね、災害の原因はホテル季古里の裏側に小さな水路があります。その水路が氾濫をして、ホテル季古里の一階のほうへ入ったということでございました。そんな中で、9月にも申し上げましたけれども、この五ヶ村地区には、鷹狩保育園がございましたけれどもこれもなくなりました。本当に振興事務所もなければ保育園もない、小学校もないということで、公共のですね、そういう行政施設がない。避難する場所がないという状況でございます。そんな中で、何とかやっぱり1日も早い、安心安全な林業センターを建てていただきたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

9月議会での中嶋議員のご質問に対して、森林公園林業センター及び宿泊棟については、スポーツ施設整備計画の中で検討する旨をお答えしたところですが、あらためて説明を申し上げます。

現在の森林公園は、大半が一般市民利用ですが、市外の方の利用を含めて年間2万1,000人以上が利用されており、利用率が高いスポーツ施設です。

一方、公園内の多くの施設・設備は、建設から35年から40年が経過し、駐車場の配置を含めて大規模改修・改築の検討が必要な時期にきています。また、議員からも提案があった陸上競技場の400メートルトラック整備や、サン・スポーツランドの公式大会向

けの整備など、大規模改修の要望もある中で、公園全体として、今後のあり方を検討していく必要もあります。

ご質問の主旨であります林業センター及び宿泊棟の耐震化についてですが、林業センター、これは前の建物のことですが、耐震化費用が約9,000万円、宿泊棟、これが後ろの建物のことですが、耐震診断は未実施ですが、建替え、新築に匹敵するほどの高額な費用が見込まれております。公園全体の整備計画の中で建て替え等を決めることがあれば、当然、現在の耐震基準を満たす建物への改築となりますので、耐震化のみを先行させることは適当ではないと考えております。

いずれにいたしましても、老朽化の現状、また災害時に地域住民の方々の避難施設としても活用していただけることも十分理解しておりますが、問題は建築投資にあてることのできる財源がない中で、どのように優先順位をつけていくのかという点にあります。そして、現在、まさしくその検討を進めているところであり、方針を明言できる段階にないところをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○9番（中嶋国則）

スポーツ振興の観点からお尋ねしたいと思います。ことしの8月上旬に飛騨市長杯サッカー大会が開催をされております。これは高校生の大会で、JSP、ジャパン・スポーツ・プロモーション主催による大会でございます、約30チームですか、監督さん等がみえたという中で。これは二十数年来の古川町ボランティアの支えによりまして、ずっと毎年開催されてきたというところであります。市長杯ということで、都竹市長も歓迎挨拶を兼ねて、主催者の役員とか参加チームの監督さんと交流をもたれたということをお聞きしております。その交流をもたれた中で、森林公園を含めたスポーツの施設整備について意見が交換されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

JSPの大会のときでしたが、別の行事が入ってまして夜の懇親会で監督さんたちとご一緒したのですが。それから閉会式終わった直後でしたが、現地へ駆けつけましてお話をいろいろいたしました。ご要望の声として、まず夜のときにですね、宿泊は分宿をされておまして、おもしろい仕組みになっておまして、勝つと街の中の比較的便利なところに泊まる。それで負けるとですね、会場から遠いところになるということでそういう仕組みがとられているようでありまして、それもひとつの何と言いますか、上位を目指す励みのように使われているという話をそのとき聞きました。ハードなことにつきましては、宿泊施設等のお話は一切ございませんで、黒内のグラウンドがもう一面あるといいというお話をされました。これは先日前回の議会のときにスポーツ振興計画の中でご要望があるという中でも申し上げましたけれども、もう一面あるともう数チーム呼べる。来たいところが現にあるというお話でありましたし、それから黒内のグラウンドの管理が

非常にいいと。これは株式会社飛騨ゆいのたけた社員がおられて、本当に私も拝見させていただきましたが丁寧な芝の手入れをされています。それがものすごく高い評価を得られていて。そういった芝の面がもう一面あるといい。これは人工芝でも場合によっては構わないけれども天然芝だとなおいいというお話がございました。ご要望としてはそのあたりであったかというふうに承知しておりますけれども。非常に伝統ある大きな大会ですし、非常に飛騨市を喜んでいただいて来ていただいていますので、今後も連絡を密にしながらですね、受け入れを強化していきたいなと思ったところでございます。

○9番（中嶋国則）

宿泊につきましては、9月のときにも申し上げましたが旅館民宿の後継者が近い将来減少して大会誘致に支障が出るということでございますので、その辺の対策もぜひお願いをしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔9番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時56分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。7番、徳島純次君。

〔7番 徳島純次 登壇〕

○7番（徳島純次）

それでは議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。私は空き家対策について伺いたいします。

全国における空き家の総数は、住宅・土地統計調査、総務省によると、平成25年時点では約820万戸、そのうち売却用・賃貸用等を除いた「その他空き家」は約320万戸となっています。

人口減少の急速な進展などにより、今後、空き家の数がさらに増加し、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多義にわたる問題が一層深刻化することが懸念されています。

飛騨市でも例外ではなく、2町2村が合併して飛騨市が誕生した平成12年の人口は30,412人、世帯数9,367戸が12月1日現在人口24,726人、世帯数8,905戸、高齢化率37.83パーセントと人口減少および高齢化が急速に進み、今後も人口は減少し平成42年には人口19,231人、高齢化率42.5パーセント、国立社会保障・人口問題研究所、と推測されています。

このような状況の中、飛騨市の空き家の推移は、住宅・土地統計調査によりますと平成20年住宅数10,310戸、空き家数1,410戸、空き家率13.6パーセント、平成25年住宅数10,120戸、空き家数1,660戸、空き家率16.4パーセントとなっており、全国平均13.5パーセント、岐阜県平均15.2パーセントを大きく上回る状況です。

今後、人口減少や高齢化の影響によりさらなる空き家の増加と空き家率の上昇が予想される中、地域住民の生命、身体または財産を保護し生活環境の保全を図るための取り組みが重要となります。

これを踏まえて、飛騨市は平成23年に「飛騨市特定空家等対策条例」以後「条例」という、「飛騨市特定空家等対策条例施行規則」以下「施行規則」という、を制定し、空き家等対策を効果的に推進するために、所有者、行政および民間業者が連携し、協力して対策に取り組んでいくために、空家等対策の推進に関する特別処置法第6条の規定に基づく「飛騨市空家等対策計画」、以降、対策計画という、を本年策定し、この計画策定により、空き家にしない予防の推進、空き家の流動化・活用、管理不全状態の空き家の解消を進めています。また、「特定空家等、危険空家等」として市が認定した場合は、所有者などに対し助言、指導、勧告、命令など「空家等対策の推進に関する特別措置法」に沿った措置が可能となりましたと飛騨市ホームページにあります。そこで空き家対策に関し次の点について伺います。

1、条例・施行規則の不備について。平成27年に1次調査を実施した結果、危険な状態の空き家として43戸が報告され、本年に実施されました2次調査の結果34戸が確認され、残りの9戸は解体されていたり、不動産管理会社に管理が移行していると伺いました。

特定空家の認定には、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置について財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該、特定空家等の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することから、慎重な手続を踏むことが要求される。国土交通省の特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るための必要な指針、ことから飛騨市では特定空家等の判断基準を検討中とのことですが、条例、施行規則にのっとって特定空家の認定ができないことは条例、施行規則の不備と考えますが、市の考え、対応を伺います。

2つ目、空家撤去補助制度について。空家特別措置法では、倒壊の危険がある特定空家

等を対象に助言、指導、勧告、命令を行い、特定空家等所有者等に経済的負担を強いることとなります。対策計画では、「特定空家等の除却に対する支援方法などについて検討をしていきます」とあります。そこで資金による対応処置、すなわち経済的な誘引の提供として、施策の実施に要する費用に対する補助、特定撤去費用補助制度を行うのも重要なポイントと考えます。空家の撤去費補助制度について、毎日新聞が実施したアンケート調査の結果によりますと、全国市町村の1,718自治体中、撤去費補助制度の条例を制定している自治体は355自治体、20.66パーセント。条例を制定している自治体を対象にアンケート調査を行い、325自治体から回答を得られた中で、撤去費の補助制度があると回答したのは、96自治体、29.5パーセント。制度が無いと回答したものは、211自治体、68.0パーセント。96自治体のうち55自治体が実施をしています。これは2014年9月21日の毎日新聞記事によりますと条例制定している自治体の16.9パーセントが補助を行っています。そこで、飛騨市は空き家撤去補助制度をどのように考えているかを伺います。

3番目、相続放棄された危険空家等は誰が管理責任者か。地方の衰退による住む人がなくなった家、荒れた山林や田畑などのいらぬ不動産が相続放棄されて、処分されることもなく、放置されたままの空家、荒れた土地が増えることが懸念されていますが、飛騨市に相続放棄された事例はあるか。また、相続放棄された不動産の管理責任者は誰になるのかを伺います。

4番目、代執行や略式代執行について。倒壊の危険性が高く、危害を及ぼす可能性がある特定空家等で、命令を履行しなく放置されたり、相続放棄されている場合や相続が何代もなされていなくて、相続人全員の追跡が困難な場合などは、市が代執行や略式代執行することになります。国土交通省の2017年3月時点の資料によりますと、空家対策特別措置法に基づく代執行の実績は11件、所有者不明の場合に行う略式代執行は35件となっています。今後このような事案が増えると思われますが、行政の事務手続き、費用負担も大きくなります。特に所有者不明の場合は、撤去費用の回収はできず、税金でまかなうことになり市財政を圧迫することになると考えますが、市はどのように対応するかを伺います。

空き家化の予防について。飛騨市は、平成25年住宅・土地統計調査において空き家の総数1,660戸、そのうちその他の住宅、長期不在・建て替えに伴う解体予定住宅、が1,300戸と大変多くの空き家があります。4年経過し、状況も悪化していると思われます。自治会による空き家調査を行い、空き家の実態把握、空き家所有者の利活用に関する意向アンケート調査、アンケートデータの分析を実施し、今後の空き家等対策に活用することにより、実効性ある対策ができると考えます。データ分析を行なうことで、地域特性を把握することができ具体的な対策を検討するうえでも重要と考えますが市の対応を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

空き家等対策について順次お答えさせていただきます。

1点目のご質問ですが、市は、平成23年3月に「飛騨市廃屋対策条例」を制定し、空家対策を進めてきましたが、国が平成27年2月「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行されました。それにあわせて「飛騨市特定空家等対策条例」に改め、したがって現在は、上位法である特別措置法と市独自の条例が並存している状態にあります。法の規定が条例よりも優先するという事はないまでもありません。

その中で、議員ご指摘の特定空家の判断につきましては、確かに特別措置法では明確な基準を示していませんが、これは各自治体が国が示すガイドラインに基づいて、それぞれ詳細な判断基準を作成し、空家等対策協議会において決定することで、特定空家を認定することを想定したものと考えております。実際他の先行自治体においては、そのような取扱いが行われており、飛騨市においても同様に取り組んでいくこととしております。

2点目、特定空家等の撤去に対する補助制度につきましては、現時点で特定空家等の具体的な対応に至っていないため、その必要性については今後検討していくテーマと考えており、対策計画にはその趣旨の記載をしているところでございます。

県では今年度より、市町村が空家所有者等が行う空家の撤去補助に対し、3分の1を補助する制度を設けたこともあり、歩調をあわせることも含め検討してまいります。

他方で、市としては、空家の撤去もさることながら、空き家の流動化や特定空家化の予防も必要なことと考えております。このため、新年度予算編成に向け、空き家流動化の支障となっている家財道具等の処分費用の補助や、相続登記がなされていないことが、特定空家等を発生させる一因となっていることを踏まえた相続登記の補助制度についても検討しているところであります。

3点目のご質問ですが、市で把握している相続放棄された事例は11人、うち家屋が含まれるもの7人、相続財産管理人が選任されているものは1件となっています。「相続放棄された危険空家等は誰が管理責任者か」とのおたずねですが、民法第940条第1項では、「相続を放棄した者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」とされております。

例えば相続人が5人いるケースにおいて、4人が相続放棄をした後、残る相続人は1人となることから、最後に相続を放棄した者が、相続財産管理人が選任されるまでの間、財産管理の義務を負うこととなります。

次に4点目のご質問ですが、特定空家等の代執行にあつては、所有者にその費用を請求するのが原則であり、あくまでも所有者に負担を求めていくことが基本となります。所有

者がいない場合は略式代執行となり全て市の負担となりますが、そもそも、これらは特定空家等に認定されたもの全てができるものではなく、特定空家の中でも「著しく保安上危険となるおそれの状態にあるもの」、「著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの」に限られまして、「景観を損なっている状態にあるもの」や「周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるもの」については、助言・指導までにとどまるものであります。

したがって、仮に略式代執行による撤去費用が市の負担となることがあっても、それが次々と発生し、市の財政を圧迫するような事態には陥らないものと考えております。また、実際の執行にあたっては、地域住民の生命、身体または財産を侵害する危険性があるものを基本とし、事例毎に慎重に検討・実施していく所存でございます。

5点目の空き家化の予防についてでございますが、空家等対策計画における空き家化予防の基本方針は、地域と連携した空き家等の実態把握と所有者等への責任意識の醸成としております。その具体策として、空き家による悪影響への理解を深めていただく必要があることから、自治会との連携、広報紙・ホームページでの情報発信、固定資産税納税通知書へのチラシ折り込み、ワンストップ窓口の設置による利便性の向上などさまざまな形で予防を推進しております。

議員ご指摘のように自治会による全数調査と利活用アンケートによる意向調査は大変有効な手段であると思っておりますけれども、自治会への負担増加や空家所有者等の特定にも大きな労力が予想されます。

このようなことを踏まえながら、自治会との連携を継続するためにも、これまで市で把握している特定空家と思われる家屋情報の更新と新たな特定空家と思われる空家情報の提供について、新年度から制度化し情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、流動化を促進することでの空き家化予防を推進するため、固定資産税納税通知への住むとこネット登録依頼チラシの折り込みを継続し、登録物件を増加させることで予防していきたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○7番（徳島純次）

条例施行規則のところですね、この判断基準を定めるということでしたが、特定空家になるですね、判断基準を今後つくっていくということでしたがいつまでをめでに予定されているか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

判断基準について国のガイドラインをもとに今、案は作成しております。第一調査は今職員のほうが動いておりまして、今度年内に空家等対策協議会を開催する予定であります。その中で、判断基準について合意形成を図っていくということで、年内もしくは年度

内には策定する予定です。

○7番（徳島純次）

それではですね。今、先ほどもでましたけど非常に危険な空家、環境に影響を及ぼしたり、周辺住民にですね、危害を及ぼすような危険な空家が発生したらですね、例えば今回のような台風によってですね、いままでは危険を及ぼすような空家でなかったけれども台風によって非常に危険な状態になったという場合などは、緊急に措置をする必要があると思いますが、そういうときは市としてはどのような対応をとるか、教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

そういった危険な家屋とか、例えば倒木とかといったものもあるかと思いますけれども、道路法とか消防法、環境のほうの法律に照らし合わせて緊急対策をとるということもございますし、生命財産に緊急性を及ぼすような場合は定められた法律にのっとって対処していきたいと考えております。

○7番（徳島純次）

その危険な空家をですね、例えば空家処置法に依じてやるというと手順を踏む必要がありますよね。助言、それから指導、そういうものを踏んだうえでないと処置ができないというようになるんですが。市条例の中で例えば緊急安全処置みたいなものを定めてですね、そういう危険なときは優先的に処置ができるようなものをするというのがあるんですが、そういうものを考えられませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

今回この特定空家特別措置法、空家の法律の中ではやっぱり最終的な代執行に至るまでは、個人財産、憲法に保護されている財産権がございますので、それなりの手順を踏んでいかなければならないというふうに考えております。

○7番（徳島純次）

今市ではですね、特定空家等に対する条例をつくっていますが、飛騨市特定空家等対策条例ですが、この中に緊急処置というのを項目を設けてですね、そういうときに対応するようにするというのは可能だと思うんですがいかがですか。

△市長（都竹淳也）

特別措置法ができておりますので、法が優先をいたします。法の考え方があくまでも個人の財産であるということを前提に手順を踏んでいくという考え方をとっておりますので、恐らく条例でそれを決めると違法になる可能性がでてくるというふうに考えておりまして、基本的には法の考え方にしたがってやっていくということになっております。条例で恐らくいかなせることができるのは、例えば区長とかですね、そういった人を通じてい

ろんな調査とか助言をしていくとかそうした規定が確かあったと思うんですが、そういうところは法に入らない部分で条例がいきるところだと思うんですが。いずれにしても法が特別措置法がしっかりできている関係がありますので、条例の見直しについては一通り今回動かしてみたあとで検討したいというのが去年もですね、そうした議会で答弁させてもらってますけども。そうした実際の運用を踏まえてですね、条例の文言、あるいは条例の改正整備を検討していくとそういう流れになろうかと思います。

○7番（徳島純次）

空き家対策の目的を大きくいうとですね、危険空家の除去、それから利用可能な空き家を再利用するということだと思うんですが、飛騨市の条例は今、空家の除去をメインに据えて設定されていると思われませんが、この利用可能な空き家を再利用する、こちらをメインにしてですね、特定空家等も含めた総合的な条例を制定するというのは適当だと思うんですが空き家の活用、それから適正管理に関する条例を制定してですね、空き家の発生予防、活用、適正管理、管理不全状態にならないための助言、指導、措置。覚知できないときの対応、さらにこれにともなう施行規則を定めて特定空家等に該当する状態、判定基準などの条例、施行規則の整備を行なうというのが妥当だと思いますが、市の考えはいかがですか。

□総務部長（東佐藤司）

ただいまご指摘のあったその件につきましては、空家措置法に基づき飛騨市空家等対策計画を策定しております。その中でいまの要望とか除去から流動化を謳っております。それから市の助言そういったことの手順等も謳っております。ただ認定基準についてはこの計画の中でも謳っていないものですから、今後協議会の中で合意形成を図って進めていくという計画でおります。

○7番（徳島純次）

それではちょっと所有者の確知できない空き家の不納欠損処理について伺います。総務省統計によるとですね、2015年度の状況ですが、不納欠損処理の金額が市町村税全体で1,077億円とあります。そのうち438億円が固定資産税を占めております。不納欠損処理の中で個人の占める比率は50パーセント、その個人分のうち所有者不明や死亡していて課税ができない関連のものは、個人の占める全体ですね、18パーセントに達していると。所有者不明かが不納欠損の要因のひとつになっていると報告されています。飛騨市では空き家の所有者が判明しない空き家等により不納欠損処理をおこなった事例がありますか。または確知できない空き家等が増加すると考えられますが、市は今後どのような対応をとっていくのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

先ほど相続放棄の問いに対する答えの中で7人が家屋を含む方、例がございます。そう

いった方に対しては、納税者が不存在ということで通知は保留し、相続財産管理人の申し立てがない場合は5年経過したのち不納欠損処理をしております。そのほか宛名が不明とかという例だと思えるんですけども、そういったのは個人の住宅についてはないということでございます。

○7番（徳島純次）

飛騨市の場合はですね、あまり特定空家を代執行したり簡易代執行をされたという事例はないようですが、今後空き家が増えてくるとですね、そういう事例も増えてくるだろうと思われます。こういうものが増えてきて、代執行が増えたり、特に費用を回収できない簡易代執行が増えたときにですね、放置すれば市がやってくれるだろうというようなモラルハザードが起きる可能性があります、このモラルハザードについてですね、市はどのように考えられていますか。

□総務部長（東佐藤司）

はい、同じ懸念をもっております。それで、行政代執行、それから先ほどご質問のあった解体補助につきましてもそういったモラルハザードが起らないような補助の仕組み、運用をしていかなければならないというふうに考えております。

○7番（徳島純次）

今後ですね、市を出ていかれた方。それで親が飛騨市に残られていてですね、その親たちが亡くなったら空き家になるわけですがそういう方がですね、市に寄付をしたい。自分たちでもうほかの地域で居住を構えて家も持ってるということから親の持っていた財産はいらないということで財産放棄をしたい、もしくは市に寄付をしたいといった場合に市は空き地だったり、跡地だったりそういう土地をですね、寄付を受けますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

現実には結構ありまして、寄付したいというお話がございますが、いまのところ積極的に受けておりません。それはやはり管理が非常に大変になるということが大きな理由としてございますし、そうしたこともございますので、基本的にはお受けはしていないというのが今の状況です。

○7番（徳島純次）

いらなくなった不動産をですね、物納したいという場合はどうなりますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

物納するケースがどういうふうに出てくるのか、ちょっとぱっと頭の中に想像ができないので何ともお答えができないのですが、ケースバイケースで判断していくことになるかと思えます。

○7番（徳島純次）

飛騨市以外に居住されている空き家所有者へのですね、適切な管理への啓発ということですか。伺います。飛騨市以外に居住されている空き家等所有者は当事者意識も低くなり、広報誌やチラシの送付だけで適正な管理を催すのは困難と考えますが、市はどのように考えているか伺います。

□総務部長（東佐藤司）

今現在おこなっているのは先ほど答弁の中にあげましたように納税通知書の中に空き家に関するチラシを同封し、住むところへの登録の斡旋ですとか老朽化に対する改修補助というような情報も載せたチラシを送付しております。ただそれだけでどうかということですが、できるのはこういったことかなというふうに考えております。ただ今後この空き家対策、法律・条例にのっとって特定空き家に対しましては指導、助言、最終的には勧告、命令、最終的には代執行というところまでできるんですけれども、そういったことの情報も含めて指導していきたいと思っております。

○7番（徳島純次）

現在空き家になっていてですね、地域の方がその空き家の所有者がわからない。だんだん痛みがひどくなってきた場合にですね、その所有者の方に直してほしいというような要請をしたいという場合に現在はその所有者を知る手段がないんですが。市としてですね、先ほどは区長にですね、調査を依頼するのはそういう危険な空き家の通知をもってやるということでしたが、危険な空き家ではないんだけど放置すればそうなるよというような状態の空き家、しかも付近の人は所有者を知らないというような場合の対応としてですね、市としてはどのような対応をとってくれるか。そういう状況の空き家も市に通知すればですね、所有者に対して適正管理を催すということをしてくれるのかどうか。もしくは市のほうに問い合わせをしたらですね、空き家所有者の連絡先等を教えてもらえるのかどうか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

今の特別措置法の中では税情報を内部情報として利用することが法的にできるようになっておりますので、そういった利用はしますけれども、それでも不明な場合は区の区長さんが知ってみえるような情報もあわせて収集してその該当の方への通知とか指導等をおこなってまいりたいというふうに考えております。区への情報提供でございますけれども、基本的には個人情報でありますので、その所有者の同意が得られれば提供するという考えでおります。

○7番（徳島純次）

それはそういう空き家があった場合に市のほうに通知すれば市は処置をしてくれると認識していいわけですね。空き家がこのまま放置したら特定空き家に移行する可能性があ

るから適正な管理をしてもらうためにですね、市のほうにここ、どこどこにある空き家がある、危険な状態になりつつあるので、対処してほしいという通知をしたら市としては所有者を確認して所有者に対して適正管理するよう催すことをやってくれるというふうに認識していいですか。

□総務部長（東佐藤司）

空家等対策計画の中では、こういうふうに謳っております。「空家等は、所有者等の財産であり、第一義的には所有者等が自らの責任で、適正な管理に努めることが必要です」ということ。このため「所有者等の空き家に関する意識の醸成を図り、発生予防につなげることが重要です」と云々謳っておるんですけれども、その中で「地域住民、自治会の役割としまして、地域住民は空き家予防に対する努力はもちろんのこと、空き家等の発生放置が起こらないよう良好なコミュニティ活動を推進する役割を担う」としております。それで出て行った方というのは、やっぱり地域との関わりがないものですから、もう既に。なんですけれどもいま現在地域の関わり、コミュニティを密にさせていただいて空き家化予防に地域として取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

○7番（徳島純次）

地域に住んでいる方はそれでいいんですよ。僕が今聞いているのはですね、現実、個人的なことですけど、家の隣が空き家になっていてもうかなり危険な状態になりつつある。でもどこへ連絡していいかわからない。そういう状況なんですね。ですからその地域で所有者に連絡しようにも連絡できない。だからその連絡先は情報をもっている市が知ってる。だから市のほうにこの空き家が危なくなるから所有者に対して適正管理をおこなってくださいという通知をやってくれますかということを聞いています。どうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

いままでもそういうふうに考えておるんですけれども区長さんを通じて報告をいただいたものに対して、その危険性のあるもの、その適正管理していただくようにこれまでは区長と市長名、連名でその所有者に対して通知、依頼、お願いをしておるところでございます。

○7番（徳島純次）

いままで区長に対してですね、調査依頼したのは、もう本当に危険になっている空き家ですよ。もうだいたいたんでいるけどまだ危険な空き家には相当しない、でも放置したら数年以内には危険になるだろうと思われるような空き家についてはまだ報告するというふうには伺ってないんですけど、そういうふうはまだ危険空き家にはなっていないけれど放置したらなるぞ、近いうちというような空き家。またはですね、空き家によって回りの方がすこし迷惑を被っているような場合にですね、通知をしてくれますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

全般にわたってなんですけれども先ほど言ったように、固定資産税の納税通知書の中でそういったことの防止のためのひとつ流動化ということを周知するチラシですけれども、そういったことで広く皆さんに通知をしているところであります。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足をしますが、空き家の形態というのは、特定空家になった形態というのは、本当に千差万別なので、計画なりそういったものの中に全て想定されるケースを書き込んでマニュアル化してやっていくということではなくてですね、小さい町ですしコミュニケーションもとやすいわけですから、そういうお話は窓口を設けて、窓口をしっかり設けて一元化してやっていこうというのが今回の計画でありますから、いろんなお問い合わせがあればお寄せいただいて、そのケースケースに応じてですね、何が一番いいのかということを考えながら対応していくということですから計画の中でどう決まっているかということを追求するよりもですね、まずはご相談いただいて一番いい方法をみんなで考えていくとそういうスタンスかと思っております。

○7番（徳島純次）

先ほどの総務部長の回答の中にですね、所有者に対して適正管理、また流動化できるようなですね、活用できるようなものを案内を入れるという話がございましたが、先般、長野県のほうにですね、11市町村をお尋ねしてですね、空き家の活用について伺ってきました。そこで出た話はですね、なかなか利活用は難しいという話をされておりました。市の中で利活用ということでいろいろホームページなんかを設けていてもですね、なかなか利活用はできないと。市のほうで空き家を貸し出すために、貸してほしいという話をしてもですね、担当の方はですね、まだ家の中が整理できていないから貸せないだとか貸す気がないだとかということでなかなか貸してくれないということでしたし、ある村ではですね、そういうふうにしてできないんで村の土地にですね、新築の家を建てて市外の方、Iターン、Jターンの方を呼び込んでですね、いるというような話を伺いましたが先ほど通知してそういうものを促進するというふうに言われましたが、このような状況がある中で納税通知書に入れたチラシ等だけでですね、そういう適正な管理をですね、促進したり利活用を促進するということが可能とはあまり思えないのですが、その辺はいかがお考えか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

空き家の利活用につきましては、住むとこネットを始めておりまして、平成27年度の25件の登録物件に対して成約が12件、平成28年度が24件に対して12件、今年度

今のところですけど21件に対して10件という実績がございます。こういったことをもうすこし進めていきたいということでやっておりますが、いずれにいたしましても空き家というのは利活用できるものもあればそうでないものもある。そうしますとそれぞれに応じてそういう環境をどう整えていくかということで取り組んでおりまして、今後もそういった努力をしていきたいというふうに考えております。

○7番（徳島純次）

空き家は非常に難しい問題だと思いますが、ぜひ先ほどの基準等ですね、早急に決めていただいて、空き家対策をぜひ推進していただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で7番、徳島純次君の一般質問を終わります。

続いて6番、中村健吉君。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

議長のお許しを得ましたので、中村、質問させていただきます。数日前に東京の友達から早朝にメールがまいりまして、今テレビで瀬戸川の鯉の引っ越しのニュースをやっていたということを伝えてきました。他地区の友人が、昨今の飛騨市に関するいろんな報道を見て「飛騨市は天恵物を磨き上げ、未来につながるふるさと創生をしている」と、うれしい言葉をかけてくれます。

特に新しいものをつくるのではなく、祖先から継承し、守ってきたあらゆる分野での遺産を、市民が自覚を持って大切に発掘し、その価値を顕彰し、実生活に活用して、飛騨市未来の「安心・安全・誇りあるふるさと」の柱を打ち立てようとする姿勢を地方自治体の理想像だと言ってくれます。

祭り屋台・江馬館・宇宙科学・山城・伝統芸能文化・自然環境・まちなみ・伝統産業・教育環境・レールマウンテンバイク・観光産業、次々と挙げられるこうした天恵物の活用について、今後も夢を持ちながら可能性をさぐる事が大切かと思えます。

今回私は、伝統産業と教育環境についての可能性を提案し、市のお考えを伺いたいと思います。まず最初にですが、伝統産業、林業振興事業について市のお考えを伺いたいと思います。古川町畦畑の「道の駅いぶし」の駐車場前に大きなモニュメントがあります。15年前に作られた、飛騨市出身の彫刻家、中垣克久氏の作品で、手櫓で材木を運ぶ男の姿です。像のそばには梶原元岐阜県知事の揮毫で「山と生きる」と刻された碑があります。

飛騨は太古から人が山に生きた地でした。生活に必要な多くのものを山から授かり、自然を敬い、高度な精神文化を育み伝えてきました。11月7日に岐阜市において「日独林業シンポジウム」が開催されました。「100年先の森林づくりを見据えた人材育成」というスローガンで開かれた会議は、岐阜県森林文化アカデミーが主催し、ドイツからの報告を含め全国から多くの実践研究者が集まり、森林の現状と未来にわたる森林環境保全

及び開発についての熱い思いと、実のある活動が報告されたと聞いております。

しかし、80パーセント近くが広葉樹林という飛騨の山林の価値、そして可能性を、本当に私達は理解しているのでしょうか。「岐阜県特用林産（きのこ・木炭類）の振興方針」（平成27年度改訂版）、これを見ると、大切な天恵物を見逃しているのではないかと思っています。

そして、今再び山と生きる飛騨人が、その山国の民の使命として、先人の英知を受け継ぎ未来を切り拓く事業として、木炭生産をよみがえらす必要があると考えます。木炭生産は昭和30年代半ばをピークに急激に減退し、現在は年間生産量18,210トンとなりました。最大の生産県は岩手県で3,800トン余。全国の2割を生産しています。岐阜県は年間750トン余、主に美濃地方で生産し、これは全国の4.1パーセント超、9位の位置になります。これは平成27年度の統計ですが。

消費者が木炭を購入するのは、ホームセンター等が主で、安価に販売されている輸入炭の生産地は中国・東南アジア諸国です。中には材料がマングローブで、それを輸出国の国策で生産されていると注意書きしたり、ご丁寧に日本人の木炭生産者が指導して焼きましたと説明書きをしている商品もあります。購入者の使途目的は主にバーベキュー等での燃料だというふうに聞きました。

木炭生産が減退した要因は、厳しい労働環境、高齢化による後継者不足、他燃料との競争があげられますが、一番大きな要因は日本人の生活様式の変化であると言われます。しかし、「燃料以外の利用」という観点から見ると、現在木炭の用途は無限に広がります。そしてそれは、近年になり深く静かに研究実用化され、起業化もされています。

土地改良、家庭調湿用、水質浄化用、消臭用、新鮮保持、飲料水用、炊飯用、寝具用、健康安全住宅用、建材用等々。また生産過程でできる木酸についても、農業用、防虫用、除草用、害獣避け、治療用等々用途は広く、化学薬品以上に無害で効果があると言われてもいます。

現在、個人的な趣味で木炭を焼いている方を除いて、飛騨市内で生業として木炭生産される方が1人おられます。高山市でも木炭生産に挑戦している方が何人かありますが、生活するためには事業収入にかなり厳しいものがあるそうです。そうした皆さんにお話を伺ったのですが、皆さんの語る事業理由はよく似ています。利益を度外視した熱い思いが伝わりました。「炭焼きは今止めたら誰もやらなくなる。だから自分が焼く」、「炭は飛騨の大切な伝統産業だから守っていかなければならない」、「これ以上山を荒らしたくない。炭焼きは山を生き返らせるから」、「里山を守り、豊かな自然を後世に残すためにも、30年周期で木を育てる必要がある」、「再生が出来ない森林利用は、森林破壊と同じだ」、「森林環境保全は、木を活かし常に木をケアする作業でなければならない」。他県から脱サラをして講習を受け、飛騨で見習いとして技術を得て就業している方から教えられました。「多くの仲間が同じ思いで木炭生産をはじめたが、継続は難しかった。木炭生産の一番のネックは販路で、安価な輸入品に負けてしまい、それでさえ需要が無いのにどんな

に良い炭を焼いても売れない。販売店に置いてもらえない。そのことが一番の問題で木炭産業を廃業してしまう」と。

現生産者に対して販路開拓は至急の問題です。生産者をしっかり把握し、自治体の垣根を越えて行政としての支援が求められています。飛騨市が木炭生産を推奨することはできないでしょうか。

飛騨の山林環境整備に一役買い、木炭生産をやってみたいという団体や個人に、まだ指導者があるうちに補助応援、技術指導等のサポート事業をしてはいかがでしょうか。きれいな空気、きれいな水で育った樹木でできた安心・安全な飛騨産の木炭を、燃料だけでなく、生活環境保全、農業振興・住建築利用・健康安全生活等に幅広く活用できる天恵物として日本中に利用価値を宣伝し、古くて新しい飛騨木炭で産業振興することができるのではないのでしょうか。かつての飛騨牛、あぶらえ、りんご、川魚、米、清酒のように。

政府は、新しく森林環境税を提起しました。この法案に対し都会の住民から「山林を持たない自分たちには関係ない」と強い反対の意見が出ています。しかし、私はこの法案は、成立すれば飛騨市にとっていいチャンスの到来だと思います。国からの補助を受け、生産事業を展開することで、都会の住民がふれることのできない、支払う納税に相応する山林の恩恵を提供できるのではないのでしょうか。

「山と生きる」、梶原元岐阜県知事の言葉にある、飛騨市ができる山林環境整備問題についての一事業として、木炭生産の可能性についてお考えを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

木炭生産につきましてのお尋ねでございます。

この木炭ですが、戦後しばらく家庭での暖房、炊事など、生活に欠かすことができない燃料であった時代があったわけでありまして、当時は非常に多くの需要があったわけでございますけれども、石油が家庭の燃料となってからは、需要は極端に減少しているという現状でございます。お話にありましたような土壌改良ですとか、水質浄化、そうした用途があることはもちろんなんですけれども、またその新規需要として可能性があるということも思っておりますけれども、現実見ますとなかなか厳しい。日本における木炭の市場の規模というのは年々減少しておるとというのが現状でございます。今年度ですね、県が公表した統計資料がございまして、それを見ますと全国のデータもあるんですが昭和40年に全国の生産量は59万3,000トンであった。平成27年度は約1万7,000トンということで昭和40年に比べて3パーセントにも満たないという状況になっております。また、岐阜県の木炭生産を見ますと、この統計によるものでございますが、年間38.2トンということで全国シェアは0.4パーセントということになっております。生産者50名、全国生産者の2パーセントというのが岐阜県のデータでございます。この

ように家庭での利用がなくなっておりまして、市場の縮小が著しいというのが木炭産業の現状であり、また、経済の実情であるということを踏まえたと、産業振興を目的に市が木炭生産の生産をするというのは、大変厳しいというふうにいわざるを得ないと考えております。実際にここ1、2年でも急減しておりますので状況は決して明るくないということでございます。

他方で、私どもが注目しておるのは薪でございます、この薪が近年、急速に需要が伸びております。特に岐阜県における薪の生産量、平成27年、一昨年から急激に増加をしております、平成26年に7,900立米であったんですが、28年には、なんと48万2,000立米ということで60倍の伸びを見せているということでございます。実は今年3月に中部森林管理局長さんがおいでになりまして、お昼を一緒にしながらお話を伺ったときに、局長さんから、市長さん大変、今、薪が伸びとるよと。特に都市部で伸びとるよという話だったものですから、何に使っているんですかとお聞きしますと、石釜を使ったピザ屋さん、そうしたところがしっかりした薪を使いたいという需要があって、薪の需要が急増しているというふうなお話を伺ったわけでございます。で、飛騨市は現在、広葉樹のまちづくり、森づくりということを進めておるわけですが、その中で実施した森林の資源量調査によりますと市内広葉樹林には薪に一番適していると言われるナラが一番多くて、コナラ林、ミズナラ林の面積は市内広葉樹林の57パーセントを占めるという薪には大変優位なロケーションにあるわけでございます。また、これらの森林の多くは、戦後、炭や薪を調達されるときに一度全て伐採されておりました、その後、天然更新をしてきた二次林であるということで、まだ細いものですから家具等の用材にはならないというものがほとんどでございます。そのようなことで実際には切ってきたものが薪にしかないという状態で置かれているという状態なんです、その薪が注目を浴びていると、こういうことでございます。

で、こうしたことを踏まえまして、飛騨市としてはむしろ薪に注目いたしまして、飛騨のネームバリューや広葉樹のまちづくりを踏まえたブランド化、こうしたことができないかということを検討しております、ちょうど昨日も夕方、株式会社飛騨の森でクマは踊るの林千晶社長が私のところにおいでになったものですから、まさしくその話を昨日もしておったところでございまして、林社長からは薪も大いに可能性があるし、チップもですね、燻製等々に使う需要が増えておるのでこれも可能性があるのではないかなというふうなお話を伺っております、そうした販路の開拓というのを目指していったらどうかというようなことを考えております。

なお、先ほど、日独林業シンポジウムのお話におふれになりましたけども飛騨市としても参加したわけでございますが、ここでも市内広葉樹の新しい価値と活用方法を提案してきたということでございます。小径木の広葉樹を使ってこれまでにない商品開発をするということで今、取り組んでおりますが、大変、海外からの参加者も含め好評であったということでございますし、先ほどの薪も含めてですね、この天恵物としての飛騨市の広

葉樹林を使っていけるように大いに考えていきたいと思っているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○6番（中村健吉）

ありがとうございます。資料で調べました。そうしたら絶対やってはだめな起業という中に木炭生産がトップになっています。開業して5年～10年でもう成り行かなくなるんだという統計を国税庁のある機関でインターネットで発表しておるんです。私それを見て、何を基準にしてそのデータをとったのかなと思いました。というのは、実際に木炭をつくっていらっしゃる方に話を聞いたら、イノシシとか熊は炭を焼いているその煙より下には下りてこない。その煙のところが人間とけもの住む境であるということは、むかしの人をよく知っていた。炭を焼かなくなったからけものが下りてきたというわけではないんですけれども、そういう効果もある。また例の木酸ですけれども、炭をつくるときにできた水ですけれども、それをまくことによってけものたちは近寄らなくなる。もっと現在、道の駅いぶしに売ってあるんですけれども、木酸を風呂に入れておくと健康入浴できる、あかぎれが治る、水虫が治るというようないろんな効果がある。それから市長、ご存じだと思いますけれど長良川の堤防を改修したとき、木炭を水浄化のために敷きましたよね。またこの辺では自分の家の池の水をきれいに保つために木炭を池に置くという方もいらっしゃるそうです。先ほど話がありましたように、光熱、煮炊きすること、暖房をとるところでの木炭のその役割はたしかに終わったのかもしれませんが、しかし、木炭をつくっていることによって、二酸化炭素の循環だけで、そのものが自分たちのこれからの生活にいろんな方面で利用できる。そういう可能性はあるんじゃないかと思います。お願いしたいのは、この飛騨市でこのあり余るこの森林。それを活用しそしてそのことに夢をかけてこの地にいらっしゃる方もみえるんだから、そういった人たちのことをもっともっと飛騨市、産業の中心、いろんなものをつくっていただくというその夢ですけれども天恵物を利用するということで、どこかでサポートしていただく。国がだそうとしているあの森林環境税、そういったものも利用しながら守っていくのではなくて開拓していくというそういう思いを、そういう目をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、市長。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

木炭をやっている方にぜひ一回またお会いもしてみたいと思います。市内にいろんな自然のものを生かして、まさしく天恵物である、これは山だけではなくて、農林水産といえますか全般でございましてけれどもいろんな活動をされている方があって、そこにいろんなチャンスがあるということは常日ごろ思っておりますし、またぜひですね、実際にやっている方にお目にかかって市の特産物としてですね、支援していけるような方法があるかどうか、またぜひ伺ってみたいというふうに思いますし、いろんなチャンスを大事にし

ていきたいと思っておりますので。先ほど言った大きな産業振興というよりは、むしろ小さいきらりと光るものを見つけ出していくという意味の中でぜひお話を伺ってみたいなのということは思っております。

○6番（中村健吉）

すこしだけ明るくなりました。いきなりぱっとということではないんです。現在飛騨市でお一方やっぺいらっしゃる方も副業のような形ではないですけども自分がやらなきゃ誰がやるんだという思いでやってみえますし、また話を聞いてほかの市内からもそこに買いにいかれる。やっぱ木炭で焼いた五平餅はうまい。焼いたイワナはうまい。せっかく夏に孫たちがきて、盆などに。それで炭をおこして焼いて食わしてやるというような小さいなものかもしれませんけども、そういった形でものを大事に守っていらっしゃる。これって本当に今大事なことでないかなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それでは次の提案、質問に移らせていただきます。2番目には飛騨市内の中学校の部活動指導についての話でございます。どの職業についてもいえるのですが、真剣に目標を達成しようとすれば、考えられるあらゆる手段を試行するために、時間はいくらあっても足りません。

特に教育現場においては、絶対に間違いが許されないがために、教員はそれこそ命を削る思いの長時間労働環境に置かれています。最近のマスコミ報道は、教員の時間外勤務時間がいかに多いかを伝えています、その中で起きている悲劇の全てを伝えることはありません。次々と国の打ち出す教育改革の施行に伴い、全国の義務教育現場の教員は悪戦苦闘し、なかなか出口の見つからない忙しさの毎日が続いています。

今年8月、県は新しく導入される小学校での英語指導教育について指導方法の研修を行いました。小学校の教員で英語教育が専門でない人にとっては有意義な内容でしたでしょうが、研修後に感想を求められた若い女性教員が、遠くを眺め、ため息交じりにこんな感想を述べる場面がテレビで放映されました。「また忙しくなります…」

2020年から新しい大学入試制度になりますが、その対応は高等学校教育だけに任せておけるものではありません。また、満18歳で選挙権を与えられ、社会人と見なされる現在、中学校卒業までに得ておかねばならない基礎的知識・学力は、より広く、高いことが求められます。

小学校では早朝の出勤から一時も休めない毎日。仕事にけりをつけて職場から家に帰るのが夜になることは日常になっています。ゆとりのない心にゆとりある教育はできません。中学校になると、これに部活動の指導が加わります。

練習内容の研究。指導目標の設定。実際の長時間に及ぶ指導。大会運営。保護者との連携業務。休日出勤。休日の練習立案と実施。個々の生徒とのコミュニケーション。個々の生徒の保護者との連携。自らの指導技術研修と実践。そこに大会前には、朝練習、夜間特別練習が加わるがあります。

新聞等で発表されたアンケート結果で、中学校教諭の時間外勤務の最多理由は部活動

指導でした。生徒が全て将来プロになるわけではありません。より高次の指導を求める生徒には、塾をはじめ、スキー、野球、サッカーその他、ほかの活動場所があります。それは保護者も納得する、教員が義務教育の中で教える指導世界とは別のものです。

少子化の問題は深刻です。しかし生徒数が減少しても、学習内容の軽減はありません。家庭環境の変化で一人一人の生徒に複雑で微妙な心的ストレスを与え、苦しみ悩む生徒が多くなっています。学校内で教員はこれまで先輩教員が経験することのなかった指導を求められ、ますます多忙になります。

ふるさと教育の充実で、未来を託す若者の成長を育てて来た飛騨市ですが、今後の社会変化をおもんばかったとき、学力向上に向け能率的な学習指導が求められる中で、指導現場で教員のしっかりとした教科指導が難しい状況があるのならば、対策を考えなければならない時期にきているのではないかと思います。飛騨市の恵まれた教育環境の中で、その改革を試行することはできないでしょうか。

他地区では実施されておりますが、部活動専門指導者を中学校に設置すること、可能ではありませんか。もちろん部活動指導に、自己の教育の理想的な姿を見いだす教員が多いことは知っています。また、部活動が学校教育の中でどれだけ重要な意義があるかを否定するものではありません。個人的なことですが私も高校でしたけれども25年以上硬式野球部の指導にあたっておりました。

しかし、今、部活動指導が、教員の異常な過重労働のもととなる社会問題となっていることは、このままでは済まされません。飛騨市においても早期に十分な研究と改善対応策が求められると思います。そこでお伺いいたします。1番目、中学校教員の部活動時間外勤務時間を把握しておられますか。2番目、時間外勤務に対する補償はどのようになっていますか。3つ目、部活動指導にあたる教員の思いをどのように把握されていますか。

4つ目、中学校教員で部活動指導者を委嘱している例はありますか。5つ目、飛騨市の子供たちのため中学校に部活専門指導者を置くことは可能でしょうか。6つ目、今後の飛騨市の中学校における部活動指導の方向について、お考えをお聞かせください。よろしくお願い致します。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

「教師の精神的・肉体的ゆとりなくして将来を担う子供達への確かな指導はできない。その改善の大きな一つに部活動あり」との議員の思いを受け、飛騨市の部活動の実態についてのご質問、6点について順次答弁いたします。

まず、教職員の勤務環境・時間外勤務の改善は、重要課題でありまして、9月議会での洞口議員、それから高原議員からのご質問に答弁いたしましたように、県教育委員会からの「教職員の働き方改革2017」、そこで示された取り組みの3点、「管理職による教職

員の正確な勤務時間の把握」、「時間外勤務時間が年間720時間、月80時間を超える職員の把握と指導」、「中学校部活動の休養日の設定等に関わること」について、飛騨市の各学校は、その取り組みを継続し、改善に努めていることを申し上げ、一点目のご質問、「中学校教員の部活動時間外勤務時間を把握しているか」についてお答えします。

これは、端的に申し上げまして、飛騨市の中学校3校のすべてで把握されています。具体的には、平日においては、生徒の下校時間が定められていますので、勤務時間終了後からの下校時間までを時間外勤務の時間としまして、それからまた、休日の部活動時間については、顧問から毎月提出されます「月間指導計画及び月間指導実施報告」に基づいての把握です。

統計を申し上げますが、特に活動の多くなる5月から7月の中体連大会に向けた時期での1カ月の部活動時間外勤務時間は約40時間から50時間。これは学校によって若干異なっているところです。それから生徒の下校時間が早まる冬場の時期では、約25時間程度になっていますが、時間外勤務時間に占める部活動指導の時間は大きな比重を占めていることは間違いありませんので、教育委員会として、現在、休養日の設定を徹底して厳守することを指導しているところです。

2点目、部活動時間外勤務に対する補償についてです。教職員の場合、議員ご承知かと思いますが、「公立の義務教育諸学校の教職の給与等に関わる特別措置法」、給特法というものですが、によりまして勤務時間に応じた手当、いわゆる時間外勤務手当は支給されません。これは、教職員には給与月額の4パーセントを教職調整額として一律で上乘せする給与体系があるからです。

しかし、時間外勤務手当が出ないため、勤務時間の管理がおろそかになり、時間外の意識が薄くなりやすくなっていることも事実です。勤務時間の把握というのは、管理職をはじめとするすべての教職員の時間外勤務の意識を高めるためにも重要であるというように考えております。

なお、休日の部活動手当につきましては、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」に基づいて、2時間以上4時間未満は1500円、それから4時間以上は3000円支給されております。

3点目、部活動指導にあたる教員の思いの把握についてです。この教員の思いの把握については、さまざまな機会にとらえて把握することに努めていますけども、部活動指導についても同様です。その把握の場は、管理職による部活動練習の見学、大会や練習試合への同行などですが、顧問への配慮の必要性を感じた場合には、速やかに事後懇談を行うなど、悩みの早期解決に努めています。また、校長による定期的な自己啓発面談においても、部活指導についての内容は意図的に取り上げて面談しております。大きな問題としての顧問の悩み等については、教育委員会への報告を求めています。が、本年度は今のところ一件もないことをお伝えしておきます。

次に4点目、中学校教員以外からの部活動指導者の委嘱についてですが、飛騨市の実際

を平成29年度で申し上げます。これは「飛騨市中学校部活動外部指導者活用促進事業」として、古川中学校10部活動に14名、神岡中学校6部活動に10名、山之村中学校1部活動に2名の計26名の外部指導者を委嘱、派遣しています。ほとんどが運動部活動への派遣です。この外部指導者の派遣にあたりましては、校長が部活動顧問教員の願いを十分に聞きながら、真にその指導方針にそえる外部指導者、すなわち顧問教員をしっかりサポートすることのできることを重視して委嘱しております。現在、大きな問題は生じていないというふうにとらえております。

5点目、中学校に部活動専門指導者を置くことの可能性についてです。

国においては、平成30年度「部活動指導員配置促進事業」の実施にあたり、「適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置にかかわる経費の一部補助、これは国3分の1、県3分の1、市町村3分の1ですが、をすることで、中学校における部活動指導体制の充実を促進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る」ことを示しております。そこで、飛騨市としましては、期待される効果と導入のための配慮点を総合的に考慮して、現在、検討しているところでございます。期待される効果としましては、「教員の部活動指導にかかわる時間や心理的負担を軽減することができる」、これは当然ですけれども。それから「生徒への専門的な指導により、技術の向上が図られること」が考えられます。

また、導入条件としての配慮点としましては、部活動は、教育の一環として、心身の健全な育成を主としたバランスのとれた指導が重要であることから「思春期の生徒を指導する部活動専門指導者には、単に技術指導だけでなく、高い人間性が求められるということ」、それから「生徒の健全育成としての学校と部活動専門指導者との指導方針の共通理解と指導上の連携」、それから「大会への引率や大会出場等についての責任・指導環境の整備」などがあげられます。今後、国や県の明確な方針、さらには他市町村の動向も踏まえながら、細部にわたって学校・関係者と協議しまして、前向きに考えていきます。

最後6点目の今後の飛騨市の中学校における部活動指導の方向についての考えを述べさせていただきます。まず、何よりも申し上げたいことは、教員の多忙化だけでなく、少子化など社会の大きな変化の中での子供たちの育成ということから、部活動のあり方も今検討する時期にきているということです。

現在の飛騨市の部活動の状況を考えますと、部活動を通しての生徒の自己実現は、充実した中学校生活を送るためにも、生徒指導上においても大きな成果を上げているというふうに認識しております。したがって、部活動を教育の一環として、心身の健全な育成を主としたバランスのとれた指導を行うことは、今後も求められることですが、学校の部活動顧問が全てに責任を負うのではなくて、外部指導者、さらには保護者や地域住民との役割を分担しながら行なって取り組むことを真剣に検討する働きかけを進めていきたいというふうに考えております。

また、今日、生徒一人一人の個性の伸張という観点から、部活動への全員加入について

も考える時期にもきています。学校外のスポーツ活動、文化活動等に意欲をもって積極的に取り組んでいる生徒につきましては、部活動に所属しないで、他の組織やサークルでの活動に専念させることも、その子の良さを伸ばすことだというふうにとらえております。

いずれにしても、議員ご質問の6点を重要な視点としまして、飛騨市の中学校3校がおかれている環境や諸条件をふまえますとともに、将来をみすえての部活動のあり方を、学校・保護者・教育委員会等で協議していく所存です。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。恵まれた教育環境その言葉、その中で時代の変化にあわせていろんな方面から対応していただいていること、非常にうれしくもあり、すばらしいなと思ってお聞きいたしました。最近あるテレビの番組で、県内のある地区が指導員を採用しているというニュースを流していました。印刷物の印刷、それからテストの採点等をその方にやっていただくことによって、一人の教員の仕事の量が減って随分楽になったという感想を聞いたときに私は「ん」思ってしまった。それは違うんじゃないか、小中におけるテストはマークシートの問題じゃなくて、教員が授業をしたあとで生徒がどういう答え方をしたか、テストの誤答があった場合どこを間違えたのか、それを自分の授業の反省点として自覚し、こういう説明の仕方ではまずかったんだということを思い、次の授業に生かす。採点は本当は教員が一番大事なものではないかなというふうに思っております。それといくら印刷だといった仕事なくなっても余った時間は「あーこれで楽になった」という教員は、いや皆さん方も同じだと思います、役場職員でも。次々と浮かんでくる生徒の顔やいろんな事例があって、そのことがまわってくれば時間があればあるほどそちらのほうへいくというのが現実ではないでしょうか。ですから世の中で時間が忙しいから手助けをするというものではなくて、その自分たちの仕事に対して、どれだけ真剣に向かい合うかということがメインであって、今教育長から話を聞いた内容によって新しい時代にあわせて真摯に真面目に基本的に見直しながら研究しているというそのお言葉はとてもありがたいなと思った次第です。こういう話をこんど議会で質問するからということをついたら、身内じゃないですよ、よその人が「今学校で一番忙しいのは管理職だ」と。特に教頭さんなんかは寝る間ないだろうというような話を聞かされました。たいへんさまざまな問題がテレビ等で報道され新聞にも載り、教育評論家と称する方たちが本当に立派な意見を言ってくださいますが、だからこうしたらいいという意見はなかなかでません。今の地道な飛騨市の対応がひょっとしたら全国に一番いい参考例としていきるのではないかなと思います。どうかこれからもこのような形で方法で続けていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で6番、中村健吉君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後２時４５分といたします。

（ 休憩 午後２時３２分 再開 午後２時４５分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に５番、森要君。

〔５番 森要 登壇〕

○５番（森要）

議長から発言のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。私は大きく３つのテーマについてお伺いします。まず最初は、ひとつ、新港郷との友好提携調印に伴う今後の展開についてお伺いをいたします。

１０月１３日に、台湾の嘉義県新港郷との間で自治体間の友好提携が締結されました。２０年以上にわたり古川のまちづくりをテーマとした民間交流を次のステージに進めるためのもので大変意義のあることと思います。

締結式が現地で盛大に行われたこと、飛騨市と新港郷との歴史文化を紹介する文化交流展示会の開催、盛大なパレード、伝統芸能の共演がすばらしかったとの報告を受け、新港郷の方々への熱い思いが伝わってまいりました。そこで、今後の交流について、３点について市長の見解を伺います。

１つ、友好調印に伴う市長の見解についてであります。調印式をはじめ、各種行事を体感されて、市長はどのように総括されたか、お伺いをいたします。

２つ目は、友好記念館の設置についてであります。新港郷の皆さんは、この締結や今後交流促進していこうとする認識は、非常に高いものと推測されます。それに比べて、飛騨市民は、関係者を除いては浅いと感じています。相互の理解を深めることが、今後の交流につながると思います。それには、飛騨市民に締結に至った背景、新港郷との歴史、文化など年間を通じて紹介していく何らか施策を講じる必要があると考えます。相互の理解を深めるために、新港郷との友好と歴史の年表をパネル化して、広く飛騨市民、観光客、台湾からお見えの方々に展示してお知らせる半永久的な施設、例えば空き家を活用した友好記念館を設置することが出来ないか、市長の見解を伺います。

３点目は今後の事業展開についてであります。市民が心から提携して良かったなと思

えるには、今後の事業促進が重要です。観光交流、青少年育成と交流、文化・自治体交流、農商業連携と交流などさまざまな展開が予想されますが、それには、ともに行き来できる環境整備が必要ではないかと考えます。この点も含めて、平成30年度はどのような事業の展開を考えてみえるかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

新港郷との友好提携の調印につきまして、今後の展開を含めて、3点のお尋ねがございました。まず、今回の友好調印式の私の見解といいますか、思いというお尋ねでございます。今回、葛谷議長、中嶋副議長とともにですね、台湾にまいりまして、参加したわけでございますけれども、大変熱烈な歓迎を受けました。また、各種のイベント、展示等あったわけでございますけど、大変すばらしい内容で、長い時間かかって、相当周到に準備されたということが伝わってくるものでございました。

私は、そうしたさまざまな歓迎ぶり、あるいは丁寧に準備された展示等々、イベント等々見ておりまして、新港郷の皆さんの飛騨市に対する思いというものがいかに強いのかということを感じましたし、同時にこれまで23年間の交流の歴史というものがこれほど強固で深いものであったということを改めて感じまして、大変感銘を受け、感動して帰ってきたわけでございます。あわせて思いましたのは、こうした交流というのは一朝一夕でできるものではございませんで、お互いに何度も何度も行き来をして、そうしたことを繰り返す中で積み上げられてきた信頼関係、これが基礎にあってのものでございますし、民間の心の交流というものがあってこそ成り立ったものであるということを感じたところでございます。こうした純粋かつ熱い気持ちで交流に取り組んでこられた関係者の皆様方に心から敬意を表したいと思っているところでございます。今回、こうした交流を友好提携の調印によりまして、自治体間の交流へとつなげたという意義があるわけでございますけれども、今までの民間交流に加えて、自治体交流の軸を作ること、将来に向けて長くこの友好関係を続けていこうということを私申し上げてまいりましたし、また、それに対して、新港郷の皆さんの熱い期待も感じてきたところでございます。

今回の訪問は、そうした意味におきまして飛騨市と新港郷の新しい歴史の1ページを開いたものというふうな位置づけをしておりますし、今後50年、100年と続く友好交流へのステップとして、大変意義深いものであったのではないかと感じているところでございます。

2点目、友好記念館を設置してはどうかというご提案でございます。今回、「台日慶典文化成果交流展」と銘打った資料展がございました。これは例えば、祭りですとか、信仰、それから伝統芸能こうしたものをですね、ジャンル別に両地域に共通するテーマを選んで、違いを上手に比較しながら、飛騨市と新港郷の歴史をまとめた大変すばらしい、水準

の高い展示であったわけですが、これなんかはこのまま和訳して、飛騨市に持ち込んで使わせてもらうということも出来るんじゃないかと感じましたし、こうしたものを市民の皆さんに見てもらえるといいなということも感じてきたところでございます。

現在、飛騨市観光協会におきまして、飛騨の匠文化館内に台湾・新港郷との交流に関する展示コーナーが奥のところにございます。こうした展示の利活用も含めまして、より利便性の高い場所で、多くの方に見ていただけるような展示を行うというのは大変意義あることだというふうなことを思っております。

ただ、他方で空き家の活用という話もございましたけれども、恒久的に単独の資料館とするには、建物の維持管理もありますし、入館者の見込みもございます。総合的に勘案したときに、難易度が高いのではないかなと正直感じているところでございますので、例えば市有施設の一角に紹介コーナーを設けるというのも、まず最初のステップとしてはいいのではないかなというようにも考えておりますので、そうしたことも含め合わせながら、何らかの形で台湾との交流を展示する方法、紹介する方法を考えていきたいと思っていますところでございます。

それから、今後の事業展開につきましてのお尋ねでございます。友好交流というのは、やはり相互のことでございまして、飛騨市、新港郷両地域での取組みが基礎となる。そして、それを続けていくということが重要であるとのように考えているわけでございます。来年度は友好提携1周年となりますので、今回の大歓迎をいただいた答礼の意味もございまして、新港郷のみなさんを飛騨市にお招きをいたしまして、友好交流記念のイベントを開催したいとのように考えております。これによりまして、市民の皆さんに新港郷との交流について理解を深めていただく。先ほどご指摘ございましたけれども、まだまだ飛騨市の皆さん一部を除いてはですね、この交流について十分知られていない事実もございまして、市民のみなさんに理解を深めていただくということを狙いとしながら友好関係の強化につなげていきたいと思っております。

内容につきましては、これから検討していきたいと思っておりますけれども、これまでの交流の流れを紹介する、それから先ほど申し上げましたようなお互いの歴史文化を比較してそれを展示をする、あるいはそれを学術的に検討するような学会シンポジウムのなものをやってみるというようなことも構想としては持っておりますので、どれが実現可能かということこれから検討していきたいと思っております。

また、今回、新港郷で両地域の伝統芸能等を比較実演するステージイベントがございましたし、市中パレードも行われました。これも大変参考になるものでございまして、同様な試みをこの飛騨市内で開催するというのも一考ではないかと考えております。また、これを契機といたしまして、新港郷との交流に縁のある市民の皆さん、そして関心を寄せていただける皆さんを組織化いたしまして、新港郷との友好組織を飛騨市内でつくっていくというようにも考えられるんじゃないかと思っております。

現在、こうした事業を検討しつつ、国、関係機関の国際交流の助成制度を活用できない

かということで今調査をしております、先日締め切りがございましたので、とりあえず仮の案で提出をいたしております。こうした財源対策、使えるものも大いにいかしながら、来年度予算の中で関係予算の計上ができるように進めてまいりたいと思っております。

また、議員から農業、教育といったお話もございました。高校生の交流が今回先んじて吉城高校の高校生が行かれたわけでありますけれども、それを継続をする。あるいは、農業の面では、新港の米で酒をつくってみたらどうかというようなこともジャストアイデアなんです、申し上げておまして、これも既に検討を始めておまして、こうしたさまざまな話題づくりになることも含めて事業を展開していきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○5番（森要）

ありがとうございました。たしかに私も報告会を聞きに行って、その両国のこういった比較を見て、すごい取り組みだなということを思いまして、すばらしくいままでの取り組みがすごくすばらしいものだったと思っています。いまお話の中のなんらかの形で市民の皆さまに理解を深めることをしていきたいということでございました。私は歴史館をつくったらどうかということを言いましたけれども、いまは一角、匠文化館にあることも知っています。もうすこしまた違うところにも検討していきたいということでございますので、ぜひぜひ市民のみなさんがあんきに入って、「あ、こういうことでなったのか」というようなことがわかるようなもの。私は実は台湾の方々がお見えになるときに台湾の国語の教科書を実は台湾で古川のまちづくりがでているんですよと言うと台湾の方がすごく喜ばれますよね。もうひとつはまちづくりというのはひとつの古川のテーマで、ことしに入っても長野県から飯田市でしたかね、もう5件、まちづくりにテーマでお見えになりました。それもまち案内をして、そのあとしゃべりばちの方々の話を聞いてご飯を食べて帰るというのが既にやっているんですよ。古川もまちづくりのひとつの視察の受け入れ団体にもなれるのではないかな。そういった中に交流館があると、ここはこういった交流があったんですよ、というようにことがはっきりとわかっていくではないかな。いままちな案内所の中には非常にたくさんの方が見えまして、また古川の方のお年寄りたちがもうちょっと休めるところがほしい。あんきに休めるところがほしい。野麦峠の館なんかもそういったものがあれば、そこにも人もいける。こういったところも海外の方もやはり台湾のこういう何かあれば何やろということになると思います。だからそういったまちづくりの拠点のひとつの友好を結んでいる中にそういった施設がある。すこし休める住民の皆さんとの話し合いもできる。それが永久的にあればこうやって飛騨市とむこうはこういった提携したんやなど常にわかる。毎年毎年交流していきますと、それにとまってのやはり結果報告とかいろんなものがでてくると非常に大きくなると思うんですよ。そういったものをしっかりとまとめておく施設がやっぱり必要ではないかな。です

から時期をみて必要ですけど、お客様に滞在してもらうひとつの中に、例えお金を出しても、施設費の空き家の運賃を出してもですね、私はやっても効果があるんじゃないかという気がしておりますので、すぐにはできないかもしれませんがやはりそういったこう実態があって今後できるとすればその方向も含めて、やっていただきたいなというふうに思っています。それから先般の報告会でも私たちフェイスブックとかみているからわかるんですけど、やっぱり市民の皆さんにもっとしっかり知らせる努力が必要ではないかな。せっかくあんなにいい報告があっても少ない参加者ではちょっと気がしまして。やはり今後何らかの形で飛騨市の市民に偉功の理解を深めるイベント的なことをしてもぜひその周知機関、皆さんにぜひこういったことできてほしいという、ぜひ努力していただきたいなというふうに思います。友好組織のつくりかた、これも私は非常に賛成いたしますし、今後いろんな友好組織にするということで大変大事なことだと思います。いろいろ高校生が行ったり来たりするにも渡航費用もかかってまいります。そういった補助のことも含めて、組織のつくりかたということについては大切だと思っているので、渡航費用的な補助、そういったことについては、新年度そういったことについての検討はされるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今検討しておりまして、何らかの格好ですこし支援ができるようにしていきたいなと思っております。今回吉城高校の皆さんの報告、渡航する前にですね、報告に来られましたので聞いたんですが、本当に結構感動的な報告でありまして、非常に歓迎されただけではなくてですね、最初言葉が通じない、初めて海外に行くという不安から始まって、帰りは本当に帰りたくなくて涙を流しながらですね、別れて帰ってくるまでのストーリーを聞きますと一週間ぐらいの滞在でありますけども、いかに生徒たちがですね、大きな刺激を受けて成長したかということを考えますと渡航費の若干、満額というわけにはいかないかもしれませんがその影響といいますか、効果といいますかは絶大なものだというところを感じましたし、それがまた次の新港郷との交流につながっていくという土台づくりにもなるということを思いますので、何らかの格好ですね、その支援も含めるようなことで現在検討しておるところでございます。

○5番（森要）

ありがとうございました。そういった取り組みは人づくりにもなると思います。ぜひぜひお願いしたいと思います。

2つ目の質問にはいります。2つ目は観光客の受け入れの充実についてでございます。観光客は、10月末時点で、昨年の1.6倍の入込客数と伺いました。また、まちなか案内所の再改築、今年度の予算には外国人旅行者の受け入れ環境整備として国庫補助事業を活用して、本光寺前のトイレの洋式化など今回の補正予算に盛り込まれており大変評

価するところであります。そこで、さらなる受け入れの充実を図る意味で、次の4点を伺います。

1つ、今年度の観光客入込数増加の分析と今後の対策についてであります。観光客は、昨年の1.6倍という数字は、実感としてうなずけます。これに至った理由として、確かに「君の名は。」の観光客の増加もありますが、飛騨市薬草フェスティバル、飛騨みんなの博覧会などイベントや、担当課の営業努力もあると考えます。入込数の増加の分析と、今後の対策について伺います。あわせて、まちなか案内所における、お客様の入込状況、お客様の意向などから得られた情報をどのように活用されてきたかを伺います。

2つ目は、古川町まちなか整備計画検討委員会の提言に伴う経過についてであります。滞在時間を伸ばし、空家を活用した魅力あるまちなみを創出する目的で、平成29年6月1日に古川町まちなか整備計画検討委員会の提言書を提出してきたところであります。この提言書の取り扱いについては、前向きに検討されること、空家の実態調査を実施すると回答を得たところであります。現在の進捗状況と今後の見込みを伺います。

3点目は、観光バス、自家用車等の動向の実態調査であります。以前市役所の駐車場に、常設の観光客動向実態調査をされることを提案し、関係団体と協議して前向きに検討するとの答弁をいただいておりますが、現在はなされてないと思います。観光客の動向調査はとても大切と考えますが、現在の進捗状況をお伺いします。また、現在職員が調査されてきたところから、観光客の動向や、何か得られる情報があったかどうかをお伺いします。

4番目は、観光誘客宣伝事業の進捗状況と今後の展開についてであります。本年度、ターゲットをしぼった誘客宣伝を取り込まれておりますが、北陸圏からの観光誘客のための観光キャンペーンやバスツアー一体型広告掲載や、北陸圏のテレビ放映などの状況及び、外国人向けのSNSを活用した情報発信の状況と今後の展開を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、1点目の観光入込客数の増加の分析、今後の対策ということについてご答弁申し上げたいと思います。昨年比1.6倍というお話がございました。これは、古川の市街地の入込客数でございます。大体飛騨古川のまちなかの観光入込客数は、大体例年28万人～32万人というところを推移しておるわけでございますけれども、今年については、10月末時点で、すでに34万人余ということでございまして、大変好調な数字が出ております。個別に例えばみますと、古川祭であります前年比8千人増の5万2,000人、きつね火まつりは大変好調であった昨年を維持し2万5,000人、そして飛騨古川まつり会館なんですが、10月末時点で前年比35パーセント増、4,600人増の1万8,000人と大変大きな数字をはじきだしております。

このまちなみへの入込客数が増加している要因でございしますが、これは様々あると思

います。もちろん映画「君の名は。」の大ヒットに伴う聖地巡礼者、リピーターの増加ということがございます。現にこれは昨年8月26日以降ですが、この10月末までです。もう10万人という数字になっております。その影響というのももちろんあるかと思えます。今年分だけとってもですね。昨年の秋多かったのですが、今年もわりと順調においでになっておりますので、そうしたことが一つあるかと思えます。それから非常に感じますのは、近年観光客が急増している近隣地域に比べまして、飛騨古川は比較的落ち着いた飛騨の風情が感じられるという意見を大変多くの皆さまからいただいております。この静けさの中に人々が現実に住んでいるというまちなみの評価が高まっているのという事情があるのではないかと、このように感じております。

したがって、このまちなみの魅力を多くの方に伝えるためにも、まずは飛騨市を認知していただかないことには誘客にはつながらないと考えておりますので、積極的にパブリシティを獲得するなど、継続的なPR活動を進めていきたいと考えているところでございます。

また、まちなか観光案内所でございますが、今年4月から10月末までの7カ月間にご利用いただいたお客様が約2万人ということになっております。お問い合わせの中心は目的地までの道案内や飲食店についてのお問い合わせが一番多いわけでございます。例えば、飛騨牛を安く食べられるお店がないかといったこともよくいただいております。私もですね、7・8・9月と1日ずつまちなか観光案内所に案内人としておまして、直接お客様のお相手をさせていただいたわけでございますけれども、特に飲食店についてはお問い合わせが非常に多いのですが、感じますのは店の場所、そこで提供される料理内容の情報を入手する方法が少ないというふうなことを感じております。店がないわけではなくて、ある店が知られていないということでございます。ここについては工夫が要るというようなことも感じておるところでございます。

また、地域内での滞在時間を延長するというため、こういった対応をとっていくのかということも今後の対策としては重要なところでありまして、お客様の声に真摯に向き合ひまして、回遊、さらにはリピートにつなげるために不足している情報は何か、ツールはどういうものが必要か、その発信方法はどうか、といったことを引き続き検討しながら政策立案に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

2つ目の古川町まちなか整備計画検討委員会の提言につきましては、6月議会で森議員からご質問をいただきまして、市長から、頂戴した提言を機軸に検討するため、空き家・空き店舗の個別聞き取り調査に入りたい旨を答弁させていただいたところであります。

実態調査につきましては、現地踏査を含めた下調べを行ったうえで、現在4件について具体的に訪問し、状態も見せていただき、所有者の意向を確認しながら、どうする方針かを聞き取るという手法で、ひとつひとつ丁寧に進めさせていただいております。

しかし、ここまでの段階で、空き家・空き店舗でありましても、単純に活用できるものばかりではないという現実もわかってまいりました。実際に、中には、今後の建物管理の不安等から取り壊しをしたいということを考えておられまして、すでに見積書徴取などの準備をされているところもありました。また、一見、空き家のようにすけども、実際にお聞きしますと人が住んでおられて活用が難しいというところもありました。

あるいは、建物が老朽化しておりまして、雨漏りなどがあり、市が活用しようにも、非常に多額の修繕費用等がかかると、そういったところもあるなど、具体的な課題が見えてきております。

このため、個々の建物につきまして、更地になった場合にまちの景観がどう変化するのか、活用する場合に、行政が保全等を担うことができるのか、あるいは民間が活用することができるのか、といったような論点を検討しているところであります。引き続き、一つ一つ丁寧に検討、調整を進めていきたいと考えております。

〔企画部長 湯之下明宏 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは3点目の観光バス、自家用車等の動向の実態調査についてお答えをさせていただきます。ご指摘の動態調査については、先の議会で答弁させていただいたとおり、市の職員が自らリアルタイムで動向を把握することで、次の施策に早く反映できることから飛騨市の観光戦略を考える上で最も重要な業務であると考えていることから、あえて職員が行っております。具体的には、観光客の皆様はJRやバス、自家用車などの交通機関を使って多様な方面から来ていただいていることから、毎日スタッフ自らルーティン業務として若宮駐車場や市役所前駐車場、駅前とまちなか観光案内所を中心に定期的に調査しているところです。

しかしながら、土日については職員もイベント等で出張することも多く、十分な調査ができているとはいえないことから、外部委託による調査についても、今後検討していきたいと考えております。

現在の傾向についてですが、こちらも前回答弁させていただいておりますが、バスツアーは名古屋・関西方面からが多く、滞在時間は2～3時間、行程は一泊二日が中心で、宿泊は高山や奥飛騨。海外からは香港・台湾からのお客様が多い結果が続いております。また、飛騨古川を目的として設定するツアーも続いていることから、これまでターゲットとして想定していなかった地方のバス会社等にも営業をかけているところでございます。

なお、この秋の行楽シーズンの状況を申し上げますと、顕著であったのは、視察旅行やクラブ旅行、老人会など多様な年代のバスツアーが非常に増加したことでした。ここからも飛騨市の認知の高まりを感じているところでございます。

続きまして4点目の観光誘客宣伝事業の進捗状況と今後の展開についてお答えします。飛騨市へお越しにいただいているお客様の地域を確認しますと、隣県である愛知県や富山県が地理的に近いことから比較的多く、北陸地域は重点ターゲット地域として認識しております。

この北陸地域を対象とした情報発信では、古川祭やきつね火祭りなどの祭事の告知や、飛騨市の四季の移ろいをイメージさせるテレビコマーシャルを実施するほか、北日本放送と連携して、新聞広告による参加者募集にあわせて実際に富山県内から飛騨市までお越しにいただくバスツアーの造成や、多くのタレントや番組パーソナリティが参加し北陸地域から3万人近くが一同に集まるなど非常に注目度の高いK N B大バザールにも出展するなど、北陸地域在住の方を対象に飛騨市をアピールしました。

その中で、レールマウンテンバイクや飛騨市内キャンプ場についての問い合わせが多いことから日帰り需要が高いことが確認できましたので、これらに訴求するための施策が必要ではないかと考えているところでございます。

次にインバウンド観光客については、双方向コミュニケーションツールとしてのSNSの有効性を認識しており、特にパブリシティと情報拡散のため、市観光公式フェイスブックによる情報発信を進めています。日本語による投稿ののち、英語と中国語による発信も行っていることがユーザーに喜ばれており、ヨーロッパや香港などからコメントも頻繁に届いております。最近はこちらSNSに加え、外国人インフルエンサーを活用した情報発信も欧米のみならず台湾や香港などのアジア圏へも発信しており、必要とする消費者に必要な情報を届けられるよう鋭意努力しているところでございます。

今後も更なる認知度向上のため、トレンドを意識した飛騨市の魅力発信を進め、効果的な情報発信を実施してまいります。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○5番（森要）

ありがとうございます。まず最初の1点の分析を今市長からお答えいただきました。その中で職員も営業努力しているのではないかと。その状況。いろいろ職員の方本当に一生懸命営業していろいろみえるんですがその辺どういうことをしてきたかとそれについてまず部長に聞きたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

旅行ツアー等の営業につきましては、県等で行なわれます商談会等には必ず参加しておりまして、いろんな企画を提案しながら旅行ツアーの造成に努めているということで

ございますし、また実際にバス等の動向調査をする場合に駐車場等に行って聞き取り調査をするわけでございますけれども、こんどみえる場合には事前に連絡していただいて、そのときにはノベルティーも差し上げますよというようなことでまたツアー造成していただくような働きかけ等もしております。また観光展等にも常に参加しておりまして、そういうところで、旅行商品の提案をさせていただいておるところでございます。

○5番（森要）

ありがとうございます。たしかに営業努力をしてみえること、はたから見えてよくわかっていました。2点目の質問の中で、民間活用とかの現在の今後は具体的な課題をやっていくんだということを湯之下部長から言われました。本当に大事でそれぞれ大切だと思っております。滞在をしてもらうためには、やっぱりそういった空き家を利用した提言にむけた何かを実現できるようにそれぞれ課題についてはいろいろあると思うんですけどそれを何をするかにも並行して進めなければやっぱりそれもあるので。できたらそういった中間発表でもいいんですがそういう提言した委員の方々に今こんな状況やよと。それからまた今後皆さんに手伝ってもらえることはこういうことがあるんだということがあればぜひそういった相談もしていただいて。今せっかく提言したけれどどうなっているのかというのがわからない状況です。ですからそういったものをせっかく後も引き続いて何か協力してやっていきたいという委員の方がいましたので、そういった状況の中間報告的なことで結構ですので、ぜひそういうのも検討にいられてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

やっぱりおっしゃいますようにせっかく提言いただいておりますので、そういったことは必要だと思っておりますが、今現在私どもも検討の真っ最中でまたちょっとそこまで至っておりませんけれども、ある程度整理がついたところで報告しながらまたご相談していきたいというふうに考えております。

○5番（森要）

ありがとうございます。3点目の市役所の駐車場の動向調査。職員の方がとんでいってやってみえるのを私もよく見ております。忙しいときは行けないということはわかるんですが、最近特に2時、3時ごろ来るのが非常に多いということもありまして。今職員がやっている。土日については外部委託を検討すると。ぜひぜひ検討してもらいたいと思うんですが。前回のときには一応観光協会等とも相談しながら、できたら僕は観光協会がやっぱりそういった維持費も経費も非常に補助しておりますし、やっぱあのただ単にあそこは誰でもいいというものではなくて、やはり調査するにはそれなりのどこからきた、どういう理由で来たというようなこと、わかる方でないとだめなので、前は観光協会も含めて検討するというようなことがあったんですが、その観光協会とのお話はどのようにな

っていたのか。それがだめなので職員が始めたのか。その辺を聞きたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

動態調査について観光協会と協力してということでございます。市役所前の駐車場はバスが来たときにわかるものですから職員がすぐ出れるということで。先ほどお話ししました土日について観光協会も土日の当番がみえますので、それでやっていただけんかなというようなことをちょっと思って話もしたんですけども、一人体制というようなことで、電話等の問い合わせにちょっと対応できなくなるというようなこともございまして、うまくいかなかったようなこともございますので、今後土日についてちょっと外部委託も検討したいというようなことを考えているところでございます。

○5番（森要）

ありがとうございます。外部委託についても先ほどもちょっと言いましたが、やっぱりただどっから来たの、どこ行くの、というだけではだめなので、やはりよくわかる方々にぜひそういったことをやってもらって今後の事業展開につなげるようなことを検討してもらいたいと思います。

4点目の愛知県とかいろいろ北陸圏のことでいろいろ営業努力してみえるんですが、実は私も最近ちょっと富山の方多いなというようなことがあったりして。「どこからみたんですか」、「いま富山でこういうのがあったで」というようなことをときどき聞くんですが。せっかくそういう活動してみえる。前もあったんですけど、情報で観光施設で最前線におる者に対して今こういうところに行ってきましたよ、とかそういった情報を必ず出していただくと私たちもよろこ、よく来てくださいましたね、そこでまたさらにどこが悪いですかとかという聞くことができるので。やっぱりああいったメディアとかの情報発信はすごく影響力があってそのテレビの放映があるとすぐ来たとかというのがありますので、ぜひぜひそういった観光情報、いまこんな動きをしているよというようなことをむかしはあったと思うんですが、いまも時々何かの活動日誌みたいなものはあるんですけどそういうふうではなくて、今こういったタイムリーにこういったところに行ってきましたよ。もしかして来たら皆さんも対応をよろしく願いますというようなそういうこまめな情報発信をしてもらおうと最前線に立つものは非常に助かると思うんですがその辺について検討してもらえるでしょうか。どうぞ。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

議員おっしゃるとおり情報をしっかりと発信させていただきたいと思いますのでお願いします。

○5 番（森要）

それでは最後の質問に入らせていただきます。それぞれ皆さんには、ここになんか私は空き家対策ということで出しておったんですが和光園とか書いてあることがあるかもしれませんが、これは間違いで空き家対策についての質問ですのでよろしくお願いいたします。先ほど徳島議員は特定空家とかのお話がありました。私は実はそういった今度は利活用についてのことについてお話を聞きたいと思います。

市においては、飛騨市空家対策協議会が設置されまして、発生予防から、有効利用の取り組み、特定空家の解消など取り組まれております。先般飛騨市議会においても、適正な管理が行われない空き家の増加に懸念をしているところであり、飛騨市空家対策計画の一層の推進を要望してきたところであります。そこで、次の2点を伺います

特定空家の問題点について。特定空家対策において、現在における問題点や解決しなければならない課題はあるのか。あるとすれば、どのような対策を講じていくのかを伺います。

2点目は相談窓口の外部委託についてであります。地域情報の収集・発信、相談窓口を包括的に民間に委託し、移住・定住支援を推進していくためには、外部に委託して事業を推進していく時期にきていると考えますが、市長の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

相談窓口の外部委託、これは移住定住の推進に向けたというふうなお尋ねでございます。

この件、6月議会で住田議員からご質問いただきまして「移住のコンシェルジュを配置したらどうか」と、というお尋ねがございました。その際に専門的な知識を有する方がいらっしゃれば、例えば嘱託職員として雇用するなど検討したいというようなことを申し上げたところでございます。

また、先日、市議会からの政策提言の中でも「地域情報の収集・発信、相談窓口等を包括的に民間へ委託」といった提案もいただいたところでございます。現在、来年度の重点政策につきましての協議をずっと重ねてきておるんですが、そうした中でこの移住・定住や空き家対策、またこのU・Iターンのための就労の場の紹介ということがあるわけですが、これらは全て密接に関わり合いますので、これをワンストップでできる体制をつくるのが大事ではないかと、このようなことを考えておるわけでございます。

したがって、まずはその移住定住のみならず、空き家対策、就労の場の紹介、全部をやるということを前提に考えたときに、民間感覚を生かして柔軟かつ機動的に行っていく必要があるというのは全くその通りなんです。他方で、市役所の内部の業務とかなり密接に関わっているものですから、市役所の業務に精通しないと、どこにつないだら良い

か分からないと言うことになりかねないと、いうことも現実にございまして、そうしたことを含めてどう考えるかと、こういう議論をしておるわけでございます。

私どもとしては、専門業務をおこなう職員を新たに雇用するということを考えておるんですが、それによって外部性は確保する、しかし、窓口は市役所の中に置く、市役所の中に勤めていただいて、職員と連携する体制の中で対応していったらどうかと、このようなことを今、議論しておりまして、所要の経費を新年度予算にもり込むということを今、考えているところでございます。

ただ、こうしたワンストップサービスの提供というのは、仕組みもさることながら、適切な人材がいるかどうかと、雇えるかどうかというところにかかっておりまして、今、可能性のある方をいろいろ当たらせていただきながら、全力をあげて探しておる最中ですので、議員におかれましても、いい方があれば是非ご紹介賜りたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

特定空家対策における課題や対策についてのお尋ねがございました。先ほど、徳島議員への答弁で申し上げましたので、要点のみの繰り返しとなりますけれども、特定空家等への措置については、まず、その認定に関し、現在、判断基準の整備を行っているところであり、第三者の調査ももり込んでいく必要があると考えております。

また、全国的な問題にもなっているのが相続登記でございます。何代にもわたって相続登記がなされないことから、相続人が非常に多数となり、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない等、事務手続きに非常に時間を要する案件が増加しております。国におきましても、その対応の検討がはじまったところでございますが、市としても、相続登記の補助制度も検討しているところでございます。いずれにしましても、空き家問題は簡単に解決できるものではなく、空家化の予防・流動・除却のそれぞれの分野において、自治会をはじめとした協力体制や、対応が必要と考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○5番（森要）

ありがとうございます。まず相談窓口の外部委託のことの件ですが、今は市役所の推進で来年職員のそういった検討をしているということです。私は前に郡上八幡で公社ですけれども実際やっぱその外部委託されていて、実績も2年間で10件でしたかね。空き家を利用した事業があったり。改修についても年に6件ほどの補助をやっていると。そういったことで飛騨市の場合を比較しても先ほど実績もありましたけど非常にそれに匹敵するぐらいやっているんですよ。ですけど私はそれをさらに進めていくためには、もうす

でにすばらしいシステムがある。だからそういうことに対しては市役所から聞けばできるということで、私はわざわざそこに専門性ということよりもすでに立派なものがあるので、その中に入って実際に相談にのってやれる。しかもそれが今度はその方々のイベントもしたりとかできる、そういう時期にきているのではないかと私はそういう認識なんですね。ですから今の丹波篠山も行ったところもやっぱりそうでした。やはりそういう外部委託されて実際にもうすでに実績もあがっている。今の場合は市役所の場合は担当の方が今の壊すほうにもしならんし、空き家のほうもしならんということよりも外部委託できるものはして、さらにこの事業を推進していくことが大切ではないかなと私は考えているんですね。ですからもうすこし時期をみて、それがだんだんひとつひとつやっていくという方法もあると思うんですが、特に土曜日、日曜日たとえばこっちに来て現場を見たいといったときに職員の方がまたそこで休んでしまうということよりも民間の方に委託しておいたほうがものすごく動きやすいということができないのではないかなという気がしてるんですね。ですから状況を見てですが、今どんどん空き家のほうも特定空家のほうも着実に進んでおりますし、今度は利用のほうについてはコンシェルジュを設けることも大切ですけど、もうすでに立派なものが出てきているので、それをさらに進めるための施策にきているときにあるのではないかなと私は思います。特に土曜日、日曜日の対応を私も思っているんで、それについてもう一度お伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

率直に申しますと実はその民間に委託する相手先がいればいいんですが、ぱっと思いつかないんです。正直言いまして。飛騨市内で委託先となりうる団体とか、会社があるかないかというところぱっと思いつく状況にないということも現実的な問題としてございまして。それから空き家の流動化の窓口、空き家対策の窓口というのは今総務課に置いているんですが、これはむしろそのどちらかというに移住定住のコンシェルジュの中でコンシェルジュ的な役割を果たしながら、あるいはU・Iターンの就職相談ということも兼ねあわせながら住宅の世話もしていくというようなことをイメージしておりますので、先ほど市役所の住むとこネットですね、対応含めて移住定住の窓口含めてのご評価をいただきましたけれどもまずはそこにですね、今は職員がやっているもんですから結構限られているところがあります。労力的にもですね。そこに専従の職員をおいてやるというのがまず最初のステップかな。そのうちに受け手となる、受け皿となる民間の会社なり団体があればこれはもう本当にどんどん出していきたいというふうに思いますし、いまでもですね、そういうところがあれば考えるんですけど、ちょっとなかなか思いつかないという事情があるもんですから現実的な回答として申し上げたような、答弁で申し上げたようなことになっているということでご理解いただければと思います。

○5 番（森要）

ありがとうございます。私たちもいろいろこう提言するにおいて実際それをやるものがないといくら言ってもできないということはわかっているんですよね。だからやっぱり実際それをやる受け手があれば検討もしてくださるということです。私も2, 3件、そういうやればやってくださるような方を知っていますので、また今後相談、情報提供しながら進めて、前向きに進んでいきたいなと思っていますので。就職の相談とかそういうものはやっぱり情報までを的確に聞いてそこからそこへ橋渡しする。それで私はいいんじゃないかと思っているので、ぜひまた前向きにそういった答弁いただきましたので、私もまたそういったことも踏まえて情報提供しながら一緒になって考えていきたいなと思っています。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔5 番 森要 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で5 番、森要君の一般質問を終わります。

続いて4 番、住田清美君。

〔4 番 住田清美 登壇〕

○4 番（住田清美）

それでは議長より発言のお許しをいただきましたので、登壇させていただきます。本日6 番目ですが本日のラストでございますので、もうしばらくお付き合いいただきたいと思います。私は今回大きく3 点の質問をださせていただきましたがまず1 点目、子供の貧困・アンケートから見てきたことについてお尋ねしたいと思います。

子供の貧困が社会的問題となっております。そこで、本年3 月議会において飛騨市の子供の貧困実態や子ども食堂などの貧困対策について質問させていただきました。市長の答弁では「子供を含めた生活困窮者対策については、真っ先に取り組みたかったが平成29 年度は政策立案までには至らなかった。子供の貧困については実態把握をすべく、児童扶養手当現況届け時にアンケートを行い支援策を検討していきたい」とのことでした。

早速、8 月にアンケートを実施されましたが、その結果を踏まえて、今年度取り組むべきこと、あるいは平成30 年度に向けて検討されていることなどをお尋ねしたいと思います。

なお、9 月の補正予算において小中学校の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の増額が行われました。これは年度途中にひとり親家庭になられたとのことでした。このように生活に追われる家庭は待ったなしです。安心して子育てできる環境整備について次の点をお尋ねします。

1 点目は、ひとり親家庭の生活実態についてです。児童扶養手当受給者を対象とするひとり親家庭を対象にアンケート調査を実施されました。どのような質問内容だったのか、またアンケート結果から見てきたこと、課題としたことなどお聞かせください。

2 点目に子育て応援センターへの相談実績についてです。先の一般質問で相談窓口の

連携については「今年度、子育て応援課を新設し、子育て応援センターとして、包括的な支援を行う」との答弁でしたが、相談実績はどれくらいあったのでしょうか。特に生活困窮に関する相談はありましたでしょうか。お尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

子供の貧困の問題、アンケートの結果で見えてきたこと等々についてのお尋ねがございました。１点目のこの生活実態の部分についてご答弁申し上げたいと思います。このいわゆる子供の貧困問題、昨今、メディアでも大きく取り上げられておりまして、関連する書籍も多く出されておりますけれども、子供の貧困はそのまま親の貧困である、家庭の貧困であるというふうに位置づけることができるというふうに考えておりまして、私自身は、この問題を低所得世帯における子供の支援はどうあるべきかという観点で捉えておるところでございます。

このため、この市が就学援助を行う準要保護の児童生徒のいる世帯、児童扶養手当の受給世帯、生活保護世帯がこれに当たると、このように位置づけました。現在、飛騨市においては、これらに該当する世帯は２１０世帯ございまして、これは子供を持つ世帯のおよそ１割でございます。

今回のアンケートにあたりましては、その生活実態を明らかにする為に、例えば収入ですとか、就労の問題ですとか、子供の進路の問題、いろんな項目で質問させていただきました。アンケートにあたっては児童扶養手当受給世帯１７１世帯と、受給していない世帯３７世帯を合わせた２０８世帯に対して実態調査を行いまして、結果１７６世帯より回答をいただきました。回答率は８５パーセントという高い率でございます。これらは全ていわゆる「ひとり親世帯」ということでございます。

アンケート結果はかなり細かいものですから、今まだ分析等々している最中なんですけど、主な点につきまして申し上げたいと思います。まず、ひとり親の状況でございますが、８１パーセントが母子家庭で、年齢は４０歳代が５３パーセントと半数以上を占めていたということでございます。子供の状況は、高校生が３１パーセント、中学生が２０パーセント、小学生が２８パーセントという割合でございます。先ほど申し上げましたが、これはすべてひとり親世帯であったということですから、そこからスタートしている話です。

それで収入なんですけど、１年間の収入が１００万円未満の家庭が７パーセント、１１世帯。１００万～２００万円未満の家庭が３４パーセント、５４世帯。２００万円～３００万円未満が３２パーセント、５１世帯。３００万円以上が２６パーセント、４１世帯ということでございます。このように、年間収入が２００万円以下という家庭が、このうちです、４割を超えておりまして、中には収入が１３０万円未満で子供さんが４人いるとい

う家庭もございました。

それで収入に関わる点といたしましては、離婚後の養育費でございますけども、支払われている家庭は60世帯、支払われていない家庭は71世帯で、その中には何らかの形で取り決めをしたにもかかわらず支払われていないという家庭が34世帯あったということでございます。

81パーセント母子世帯ということですが、母子父子含めて、ひとり親の就労率、これは96.6パーセントということで、ほぼ働いておられるということですが、正社員やフルタイムであっても収入が200万円に満たない家庭が38世帯ということでございます。また、どんな資格を身に付けたいですかという質問に対しては、パソコンの操作をあげる人が24パーセントおいでになりました。また介護福祉士など専門資格を望む方も少なからずおいでになりまして、その多くは収入が150万円未満の家庭であったと、このようなことでございます。

子供の進路につきましての意識についても調査をいたしました。29パーセントの家庭が高卒後の進学を希望されているということでございます。なお、進学に際しては、金銭的な負担を心配する家庭が77パーセントと圧倒的に多い結果でございます。特に収入が200万円未満の家庭では、金銭的な負担を心配する傾向が顕著に現れていたということございました。

それから塾や習い事をさせている家庭を調べますと44パーセントございまして、させていない家庭のうち、経済的な理由を挙げた家庭、つまり経済的に苦しいから習い事をさせてあげられないという家庭が36パーセントあったということでございます。

食事でございますが、「十分に食事がとれている」と答えられた家庭が73パーセントと多く占めましたけれども、一方で「食事の用意ができないことがある」と答えた家庭が9パーセントあったということでございます。

それで、「心配事、何ですか」というご質問では、上位3つあげますと、1番目が収入に対する不安、次いで子供の教育費、3番目が税金や保険料の負担と、このような順番であったわけであります。

アンケートのコメント欄、これも見させてもらいましたがけれども、正規雇用を断られたり、子供と親のダブルケアに直面したり、その他にもいろんな不安や悩みを抱えておられるということがわかりました。所得がある程度あって両親が揃っている世帯に比べますと、子供が不安や寂しさをおぼえたり、子供に進路を自由に決めさせてやれないやるせなさを感じるであろうことは、この文面から容易に想像ができたというのが私の印象でございます。これは、何らかの支援が必要であるということを、今回このアンケートの数字、またこの記述から感じとったところでございます。

その支援ということになるんですが、私は現在のさまざまな手当の制度のように金銭給付を行うということだけが支援ではないのではないかというふうに感じております。それは例えば安定した仕事、これを親に得ていただくための支援、また住居費を含めた生

活コストを下げていくという支援、それから子供の孤独さを和らげていくような対策、こうした支援を進めることが結果として家庭に余裕を持たせて、子供が安心できる環境づくりにつながるのではないかというふうに考えたところでございます。

現在、新年度予算の検討に入っておりますけれども、こうしたことを具現化できるような施策を現在検討しておるところでございます。例えば、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場の提供や、家計への負担が大きくなりえない低廉な住宅に住めるような支援、あるいは安定した仕事に就くための各種研修など就労支援、こんなことがあるのではないかと考えておりました、これらをパッケージ化した事業を「ひとり親家庭等応援事業」という形に位置づけまして、プロジェクトとして来年取り組んでいきたいということを現在考えております。

また、並行いたしまして、こうした支援を行っておるのは市だけではございませんで、市民の皆さんの中にも自主的に、あるいはいろんな団体で支援をされている方々も多くおられます。そこで、一人親家庭の子供たちの支援、あるいは障がいのある方や単身高齢者など、弱い立場にある方々の支援を行っておられる市民の皆さんを応援するという助成金制度を新たに立ち上げたいということを考えておりました、これも新年度予算の検討の中で現在議論しておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

2点目の子育て応援センターの相談実績についてお答えします。

本年度の機構改革により、ハートピア古川に子育て応援課が新設され、妊娠から子育てに至るまでの手続きや相談等が1カ所でできるようになりました。3月議会の住田議員の一般質問では、相談窓口の連携に対しては、子育て応援センターとして包括的な支援を行うとお答えしたところです。

4月から11月末までの子育て応援センターの相談件数についてお答えします。なお、件数は延べ相談件数ではなく相談世帯数ですのでよろしくお願いします。

子育て応援課が主として関わった件数は、児童に関する相談が13件、女性保護に関する相談が2件、子育て世帯の生活相談が5件ありました。

保健センターが主として関わった件数は、精神疾患、経済的不安などの出産から育児に至る過程で支援が必要な特定妊婦の相談が9件、高血圧等の既往のあるハイリスク妊婦の相談が6件ありました。

発達支援センターが主として関わった件数は、障がい関係で25件、性格行動関係で19件、不登校・ひきこもり等で10件、学校や学習、進路に関する相談が14件ありました。

具体的には、ひとり親家庭で親に障がいがあり、子供に支援が必要なため生計が苦しい事例、ひとり親家庭で母親が病気のため就労ができなくなり、子供の養育支援と経済的支援が緊急に必要な事例などがあります。

相談の内容により、子育て応援課、市民保健課の保健センター、発達支援センター、障がい福祉課、地域包括ケア課が連携して対応しています。相談に関わる職員が、ハートピアに集約されて担当職員間の打合せが容易になったと感じています。

相談の内容は、経済的に困窮しているという問題だけではなく、親や子供に障がいがあったり、親の介護が必要であったりと、身の回りに複数の問題を抱えている場合が少なくありません。しかも、短期間で解決に至る事例はほとんどありませんでした。

まだ連携が十分でないところもありますので、子育て応援センターを構成する部署と関係機関との風通しを良くして、妊娠期から子育て期まで途切れの無い支援を行えるよう、子育て世代包括支援センターとしての機能と支援体制を確立していきたいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○４番（住田清美）

ご丁寧な答弁ありがとうございます。またいずれひとり親家庭のアンケート結果については詳細についてまたできたものをまた見てみたいと思います。ただ今のお話を聞いた中でもやはり子供の貧困はひとり親家庭のパーセンテージが高いということがこの今の報告の中からもうかがい知ることができるかと思います。本当に生活貧困に直面しているお母さんの姿が目につくようでした。給料日前になると食べるものにも困っている、十分な食事が与えられない。それから子供が部活、スポーツ少年団とかやりたくてもやらせてあげられない。経済的な理由からシューズが買ってあげられない、遠征費が出ないというような声も耳にしますので、また早急にその声に応えていただいて、その次年度からひとり親を応援する事業としてパッケージ化するという事で、さまざまな事業をいれてくださるということで、その点は期待をしております。その中でたぶん子ども食堂的な運営も行なわれるのではないかと期待しておりますが子ども食堂は安価でひとり親家庭、お母さんまた子供も含めて居場所づくりのために食材提供をするという事業でありますそれに加えてひとつだけお願いをしたいのが、これ平成２９年１２月１日付の新聞にあったんですけど、貧富の差による学力格差は小学４年生からというショッキングな記事がでておりました。学力の平均偏差値は、経済的に困窮していない一般家庭の子供と生活保護の場合の子供を比べた場合に１年生、２年生、３年生ではそんなにひらきがないんですけど小４では一気に５．５パーセントにひらきまして、この数字が一般家庭よりその生活困窮のところは５ポイントほど低い状態がもう固定化してしまう。もともと小４というのは学力格差に陥る学年ではあるんですけど、生活のこの困窮さによって学力に差がでるということが分析結果から明らかになったという記事がありました。そこで、そのパッケージ化の中で、例えば子ども食堂的なところに学力の支援を

してくれる。学力だけではないんです。根本にはその生活支援の基盤ができていない。学習をするという生活基盤の習慣ができていないことからこういうことに陥るという新聞には書いてありましたので、ぜひこういうことも居場所づくりの中で子どもたちに手を伸べてあげることも考えてはいただけないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

子供の居場所づくりですけれども、アンケートの結果からは主にお母様が一人、父子家庭、母子家庭とありますが母子家庭が非常に多い中で、お母さんが仕事を持っておられて育児までなかなか手が回らないというような生活実態があるのではないかとというようなことが感じられました。なので、ひょっとしたら子供さんだけで食事をとっておるというようなことが想定されますので、子供の居場所づくりということで、食事も晩ごはんとかも食べていただく場所の中で食後に宿題をする、あるいは勉強を指導するような支援も行なっていきたいというようなことで今考えておるところです。住田議員ご指摘のありました学習指導的な部分についても何らかの対策は考えたいというふうには思っております。

○4番（住田清美）

子供の貧困イコール親の貧困ですけれども今回はひとり親家庭についてのアンケート結果から次年度ひとり親家庭を中心とした応援事業ということですが、夫婦揃っていても貧困的、平均収入が200万円くらいで生活している家庭もたくさんあると思います。そういう家庭にむけての支援については、このひとり親のパッケージを制定したうえで、考えていかれますか。同時進行で考えていかれますか。お尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

パッケージ事業の名称をひとり親家庭等ということにさせていただきました。両親がいらっしゃって、失礼な表現ですが貧困家庭というようなご家庭があるということも想定されますが、この「等」の中で支援内容が合えば利用していただけるというふうを考えております。またそれらの方の実態がわかっていけばもっとそれらの方に対応できるようなサービスもまた考えていきたいというふうに思います。

○4番（住田清美）

ありがとうございます。それでは先ほど市長のお話にあったように新年度予算のパッケージの内容を楽しみに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。なお子育て応援センターへの相談実績も丁寧にご説明をいただきましてありがとうございます。ただ「うちは生活に困っている」とたぶんダイレクトに相談にはこれないと思いますので、おっしゃったように保育園とか小中学校との連携、それから社会福祉協議会や法人との

連携もしっかりしていただきたいと思います。その中で先ほどアンケートの中で養育費の関係で支払っているとか支払っていない、それから約束はしたんだけど支払われないうような養育費の問題が大変大きなことだと思いますし、そういう方がそういうことのものを相談しようにも専門的な知識を持った方がその相談の中にいらっしゃるのかということもちょっと不安になりますので、そういった専門知識のある方の相談員の配置というのは、特には考えてみえないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

福祉事務所という組織の機構の中に母子自立支援員という支援員をおくというような決まりがありまして、今職員が兼務しておるような状況で報告をしております。ただ今のこのアンケート実態を踏まえたとそのような支援というのはちょっと職員の兼務でできるようなことではないので、しかるべきところをお願いをしていくようなことも考えていったほうがいいなというふうに感じております。例えば社会福祉協議会には社会福祉士とかの資格をもってみえていろんな経済的な支援もやられる、いろんな相談も実際にいらっしゃる職員もいらっしゃいますし、市だけで考えずにほかのところ専門職をもとめていくような形でも相談しやすい体制というのをとっていきたいというふうに思います。

○4番（住田清美）

ワンストップで相談できる包括的な相談センターができたことはとてもありがたいことだと思いますので、相談の中身に応じてそういうところにつなげていただければ大変ありがたいかと思います。本当に子育ての中で孤立することも多い、特にひとり親家庭のお母さん、お父さんについては、相談できる相手がいるということだけでも心強いかと思いますので、どうか支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らさせていただきます。続いては保育園の運営状況についてお尋ねします。国では一億総活躍時代と銘打って、特に女性の活躍を重点施策の一つとしております。その中でも子育て支援については待機児童をゼロにすることや、幼児教育の無償化などを検討しています。飛騨市でも保護者が安心して働くことができるよう様々な保育サービスを提供しておりますが、新年度に向けて保育園の運営状況について次の点をお尋ねします。1つ目に平成30年度の入園申込みについてです。少子化により子供の全体数は減っておりますので、保育園入園希望者に関しては、3歳以上児については減っていると思いますけれども、未満児は年々増加の傾向にあると思います。今年も12月に入り、平成30年度の入園申込みが終了したことと思います。申込み状況はいかがだったのでしょうか。待機児童の懸念はなかったのでしょうか。また、慢性的な保育士不足の実情を踏まえ、人員確保の目途はたったのでしょうか。

2つ目、完全民営化の検討状況についてです。公立保育園の中で、増島保育園とさくら

保育園については指定管理者制度で運営されています。運営者の努力も評価したうえで完全民営化への移行をどう考えるかとの9月議会での問いに「大いに検討すべき選択肢であり、まずは一番のユーザーである保護者の方々を対象にアンケートをとり、その傾向を確認したうえで検討を進める」という市長答弁がありました。

その後、新年度入園申込み手続きに合わせ保護者へのアンケートを実施されたと聞きしましたが、その結果を踏まえ保育園の完全民営化についての今後の方向性についてお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、2点目の民営化の検討状況につきましてお答えを申し上げたいと思います。

前回の答弁のときに今ご紹介いただいたように、まずユーザーの意見を聞かなきゃいけないということでアンケートをとったわけでございます。11月中旬に締切りました。平成30年度入園申込書の提出にあわせてお聞きをしたということでございまして、増島保育園・さくら保育園の民営化についてどう思うか、とこういう形でお聞きをいたしましたわけでございます。その結果でございますが、最も多かったのが「どちらでも良い」の64パーセントでございます。続いて「賛成」、これが28パーセント、「反対」は6パーセントという結果でございまして、結果として約92パーセントの方は「賛成」または「どちらでも良い」ということで、「反対」は極めて少ないということが確認できたわけでございます。

それぞれの回答の主な理由をみてみますと、賛成の方は保育サービス・質の向上が期待できるというのが多くおられましたし、どちらでも良いと応えられた方は、保育内容や保育料が変わらない。子供や保護者にとって影響が無ければどちらでも良いというような答えが多かったわけでございます。わずかではございましたが、反対の6パーセントの方の中には保育サービス・質の低下が心配されるという声もあったことは事実でございます。

以上のことを踏まえますと、保護者のご意向は、利用者側に影響がなく、更に保育サービスや質の向上が図られるのであれば民営化しても問題がないというご意見だというふうに判断ができます。

この結果を踏まえまして、市といたしましては平成31年度から増島保育園とさくら保育園を民営化いたしまして、私立保育園として移行するという方針で、来年度にその準備を進めていきたいと考えておるところでございます。

なお、アンケートのその他意見といたしまして、未満児保育の受入枠の拡大や休日保育・延長保育等の特別保育のさらなる充実、こうした声がございましたし、保育士の増員や給与アップなどの処遇改善につきましての意見も多くあったとこういうことでござい

ます。

これにつきましては、平成31年度からの私立保育園へ民営化して移行することになりますと、保育士の処遇改善経費などが、国の制度どおり各園に確実に配分できることができるようになりますので、処遇の改善は図られるというふうに考えています。

それに先立ちまして、平成30年度におきましても国の保育士処遇改善施策が指定管理施設でも反映されるように、処遇改善相当分を指定管理料へ上乗せすることを現在検討しておるところでございます。

なお、アンケートの回答の中には、具体的な変更点などがわかりにくい、もっと知りたいというご意見もありましたので、平成30年度中に保護者の皆さま方に対して、より丁寧な説明を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の平成30年度の入園申込み状況についてお答えします。

平成30年度の市内保育園の入園希望者は、11月末現在で3歳以上児が491名、3歳未満児が184名、合計で675名でした。全体数は、今年度とほとんど変わらないという結果でしたが、その内容には大きな変化があり、年少から年長の3歳以上児は前年度から37名減少している一方で、3歳未満児は38名の増加と、未満児の増加が顕著になっております。これは、少子化による子どもの数の減少が、入園希望者数の減少にはつながらないということを意味しております。ここで問題となるのが、全体の園児数は、ほとんど変わらない状況であっても、3歳未満児の比率が高くなるほど、保育士の配置基準により、多くの保育士を確保する必要があるということです。このため、今年度までは、何とか保育士を確保することができ、待機児童が出ることはありませんでしたが、来年度は、市内保育園で入園調整を行っても現状の体制では保育士が不足する状況です。

こうした状況を踏まえ、平成30年度から嘱託保育士等の待遇を改善することとし、平成30年4月1日採用の保育士募集を行う予定です。また、指定管理者である社会福祉法人側でも、保育士確保に努めていただくよう要請しております。さらに、市内にも保育士の資格を有していながら、子育てや他の仕事をされていらっしゃる方がおりますので、個別に保育士としての就業を打診することとしております。有資格者であって保育園等で勤務していない方々には、保育士不足の状況をご理解いただき、飛騨市の子育て支援の一翼を担っていただきたいと思います。

市としましては、このような状態は、今後も続くと考えており、中長期的な保育士確保対策を検討するとともに、逆に自ら一定の年齢までは家庭で子育てしたいという方のために家庭での育児環境を整える施策や、働く女性が安心して子育てしていただけるよう

企業側での支援の充実も推進するなどの施策を、保育の受け皿の整備とあわせて検討してまいります。

なお、9月議会でご質問いただきました休園中の宮川保育園については、入園希望者が1名でしたので、平成30年度での再開は、見合わせたいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

入園状況について再度確認をさせていただきます。3歳以上児については、減ってまいりますし、受け入れは大丈夫だと思うんですが、未満児については前年度より38名多い184名ということで、保育士の数も3歳以上やと1クラスで1人の配置でいいんですけど、たぶんゼロ歳、1歳ですと3人に1人、2歳ですと6人に1人というそういう配置基準に沿ってしていますが、絶対この184人には、その多数の保育士さんが必要だということはおわかりますが、これそのまま保育士さんが見つからなければ、待機児童も考えられうるということなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

未満児の申し込みが増えたということで、現在5名の保育士が不足するというふうに考えております。加配、支援の必要な子供さんについていただく保育士さんの分も含めると6名から7名が足りなくなるという心配をしております。

○4番（住田清美）

施設、受け入れる保育園側としては、設備的なところはこの184名は保育士さんさえいれば皆さんどこかの園に入ることはできますか。大丈夫ですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

宮城保育園で年長のクラスが1クラス減ります。そのクラスを未満児のクラスに変更するというので、すこしちょっと未満児のほうのクラスが窮屈になるんですがそれで何とか入れるという状況です。ですので、さくら保育園・増島保育園・宮城保育園が今の状況で目いっぱいということなので、これ以上増えともう保育する場所がないという状況が古川で発生いたします。神岡についてはまだちょっと場所的には余裕があるということですので、今の未満児の増加の部分で一番問題になっているのは、古川のエリアということになります。

○4番（住田清美）

いままで飛騨市には待機児童はないということで、安心はしておったのですがいよいよ都会並みの心配がこの飛騨市にも、特に古川の地で起きているのかなと思います。でもこの未満児をお申し込みになった184名のお母さんにはもう4月からもうそれぞれの

事情があつて預けられる。保育園に預ける状況としては、家庭で保育することができないから保育園に預ける。それは例えば介護であつたりとか、仕事、特に育児休業が1年で明ける方がほとんどですので、復職される。また新たに仕事を求められる。生活のために働らかなくてはいけない。さまざまな事情があつて未満児に預ける184人の生活がここにあると思います。そのために市のほうでも保育士の確保は一生懸命やられているとは思いますが、何とかこの保育士確保に向けては全市あげて何とか。何とかいい方法はないでしょうかね、部長。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これ11月末集計と言いましたので、結果がわかったのがつい先日なんです。本当私もですね、数字を見て目を疑ひまして、まさかこんな数の増加が起こるというのはまったく思っていなかったものですから本当に大変苦慮しています。全市あげてとにかくもう今もそうなんです、声もかける、募集もすぐ始める、待遇も急遽改善もする。とにかくあらゆる手を尽くしてやろうということではあるんですが、資格を持ってないといけないという大問題があるものですから誰でもいいというわけにはいかないとこがございまして、本当に苦慮しています。ぜひご存じの方があつたら、潜在保育士の方があればとにかく声をかけていただく。我々もとにかく全力で頑張りますので何とか頑張りたいということで、本当にまだこれ結果がわかってからそんなに時間たっていないんですけれども今や市政の大問題ということで取り組もうという状態でございます。

○4番（住田清美）

何とかお願いしたいと思います。待機児童の出ないように。そしてこのままでは年度途中で入りたいと思っても今の状態では絶対に入れない状況も浮き彫りになっておりますので、ぜひこの放送をお聞きの方で保育士の資格のある方、お心あたりのある方、ぜひ飛騨市の子供たち、お母さんを助けてあげていただきたいと思います。よろしくお願いします。それから民営化の件につきましては、アンケートも丁寧にとりたいて保護者の意向も十分確認したうえでの平成31年度からという予定でございます。ぜひともこの件については十分な説明をしていただきながら完全民営化に向けて私は進めていただきたいと思います。そして完全民営化になりますと先ほど国・県の保育士の処遇改善も受けれるということですが、それに加えて国・県の補助金が市のほうに充当されてまいりますので、私今日は通告書には書いておりませんが今後夜間保育とかそれから神岡での病児保育とか休日の延長保育とかさまざまなサービスの必要性があるかと思うので、こういうところにまた充てていただくようなことも今後考えていただければと。今日はこれ以上は質問しませんが要望として付け加えさせていただきたいと思います。何とか飛騨市に待機児童がでないように女性の活躍もそうですが、家庭の事情もありますので、みなさんのぜひこの保育士の雇用、不足に関しましては、危機感を皆さんでもって前に進

めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に新和光園の建設についてお尋ねしたいと思います。養護老人ホーム和光園の新築が具体化してきました。建設予定地の選定と交渉に時間がかかり、当初本年6月着工予定が平成30年1月にずれ込み、さらに平成30年度中の完成を目指すというハードスケジュールで進められています。

養護老人ホームは、基本的には病気がなく、介護を必要としない自立した65歳以上の方で、生活保護を受けている、または低所得などの事由によって自宅で生活ができないなどの経済的な理由を持つ人が入所対象となります。だからといって誰でも入所できるのではなく、市の審査が必要であり、措置判断によって決められます。

今後高齢化やひとり暮らしが増えていく中で必要な施設と思いますが、今回の新築にあわせて、運営面も含め次の点をお尋ねします。

1点目、定員設定の根拠についてです。新和光園の入所定員は、現在の施設と同様の50名です。今後高齢化が進み、生活困窮者も増えるであろう予測に立つと、入所該当者は増えていくような気がします。定員の増員については検討されなかったのでしょうか。また、現在和光園の入所者は45名で、定員割れしています。このことは困っている方がいないということなのでしょうか。それとも行政による措置控えの影響なののでしょうか。この措置控えということばは、ネットで養護老人ホームを検索したときに全国で結構問題になっているということでしたのでつけさせていただきました。

2つ目に渡り廊下の活用についてです。12月補正予算にて新和光園の渡り廊下の建設費が増額されています。これは新しい建物と現在の建物をつなぐ廊下であるとのこと。和光園の後利用として、障がいのある方のグループホームにという考えがあるようですが、渡り廊下はどのように活用されるのでしょうか。

3点目に人員配置についてです。新和光園は4階建てになります。元気で自立されている方ばかりなら影響は少ないかもしれませんが、現在の入所者45名のうち要支援・要介護の認定を受けてみえる方は21名と半数近くにのぼります。さらに全室個室となり、配慮も増加します。人員配置については運営者と協議されているのでしょうか。特に夜勤従事者については、現在の1名では不測の事態が発生したとき複数階に対応することは困難と考えます。市、単独による増員はお考えでしょうか。

4つ目に民営化の検討についてです。和光園は現在、社会福祉法人による指定管理で運営されています。建物が新しくなる機をとらえ、民営化を検討してはいかがと思いますが、市の方向性をお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

まず1点目の新和光園の定員根拠についてお答えします。

過去10年間の各年度当初で入所者の推移を見ますと、平成19年度、平成20年度、平成21年度が50名、平成22年度、平成23年度が48名、平成24年度47名、平成25年度44名、平成26年度42名と減少傾向でしたが、平成27年度には44名、平成28年度、平成29年度は47名とやや増加傾向にあります。

ご指摘のとおり本年11月末現在の入所者数は45名で定員50名を下回っておりますが、入所者は平均年齢が80.6歳と高齢化しており、4月以降7名が亡くなり、1名が特養へ移られ、新規の入所が7名ありました。わずか8カ月の間に、これだけの入退所があります。

ご指摘の措置控えは、あつてはならないことであり、これまでも当然行っております。措置費を毎年適正に予算化しており、身体または環境上の理由により、または経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方は、適宜入所措置しています。

セーフティーネット機能を考えれば、どれだけでも定員に余裕を持たせたいところですが、定員を増やせばそれなりの受入体制が必要となります。措置費は、定員ではなく入所者数に応じて支弁するため、定員割れは経営的には大きなマイナスになります。

近年の状況を踏まえると、独居高齢者は増加傾向にあり、無年金などで生活困窮に至るケースが増える可能性があります。年金受給資格期間が25年であったものが10年となったことにより、無年金者は減少するものと思われます。また、昨年度からは、飛騨市は高齢者数自体も減少に転じています。過去には、特別養護老人ホームと養護老人ホームしかなかった入所施設が、現在はグループホームやサービス付高齢者住宅、有料老人ホームなど、独居高齢者が入居できる施設も増えています。

これらを総合的に勘案し、かつ運営者の意向も踏まえたうえで、定員は現状維持の50名としたところでありますので、ご理解願います。

2点目のご質問の渡り廊下についてお答えします。新和光園と現和光園をリノベートして整備する複合施設とを結ぶもので、複合施設には障がい者グループホームやホームヘルパーステーション、訪問看護ステーション、デイサービスセンター等と、養護老人ホーム機能の一部として地域避難所も兼ねた集会施設を残す予定です。

職員が両施設の夜間帯などに一部の業務を兼務し、行き来が必要となる、あるいは家族会や地域交流会などの大きな集まりや、災害時・非常時の連絡通路として、効率的な運営と安全管理上必要であると考え渡り廊下を設置するものです。

次に3点目の人員配置についてお答えします。基本的には、運営者が入所者の安全を最優先に効率的・効果的な職員配置を検討されます。このため運営者とは設計段階で十分に意見交換し、管理しやすい動線や各部屋の配置、必要な設備を考慮した設計と致しました。

例えば食堂やシャワー室を各フロアに設ける。浴室をエレベーター付近とする。移動距離が大きくなる4階は、元気で自立生活ができる方に入所していただく。2階には医務室などを設け、見守りや支援が必要な方に入所していただく。それ以外の方は、3階で生活

していただくなどです。ご指摘のとおり介護認定を受けた入所者が現在21名いらっしゃいますが、介護度の高い要介護3以上の方、6名には、介護度に見合った施設である特別養護老人ホームへの入所の申込をお願いし、可能となれば入所変更していただきたいと考えています。これらを踏まえ、運営者は、新施設では、夜勤者を1名増員し2名体制で運営される方針です。今後、新施設の運営に際して運営者で解決できない問題が発生した場合には、運営者に対し必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

最後に4点目の民営化についてお答えします。現和光園は、平成19年度の指定管理移行時に職員を引き継いだ社会福祉法人吉城福祉会において、基準の措置費内で適切に運営されております。地域の方からの信頼も厚いことから、新和光園は民営化も念頭にありますが、現在進めております建設事業は飛騨市が設置するということで県の補助金の交付を受けます。その関係で当面は指定管理での運営を継続します。

まずは来年度中に施設を整備し、その後の運営状況を見極めて、民営化が可能であると判断したときには、その上で改めて県や関係機関と協議したいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

ありがとうございます。定員については、今ほどのご説明もありましたが入所者の年齢が高いということ、また年度内に死亡ですとか特養の異動とかでたくさんのお出入りがあるということも含め、また無年金者の減少、高齢者の減少としていることで、現在の50名で設定されたということで、今後運営がされていくと思います。渡り廊下の設置につきましてはその新和光園と今のリノベーションする現和光園をつなぐ、いろんな意味合いがあるということで理解をさせていただきますが今の現和光園のリニューアルについての設計的なこと、内部での詰めということとかそういうのはもう進んでおりますでしょうか。そちらの設計、大体いつで、工事はいつ頃になるとかという具体的なことまで進んでいますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

今回の補正予算の予算説明のときに説明をさせていただく予定でしたが、和光園のリノベーション分の実施設計と基本設計の予算なんですけど今年度は着手できないということで、落とすということを12月補正で今予定をしております。その関係で、リノベーション施設については、まだ実際の検討までに至っていないという状況であります。ただ、今の新しい和光園の設計の中で集会施設が必要というふうになるんですが、今の和光園の集会施設というのは、大体集まれるステージを除いて大体80平米近くあるんですけども、新しい和光園はちょっと敷地とかの関係で集会できるスペースとしては、有効スペースで大体60～55平米くらいしかとれないということで、広い集会施設をどうしても一カ所は欲しいということで、その現和光園の集会施設部分も新しい和光園が活用

したいということで通路を設けたいということもあります。

○4 番（住田清美）

現在の和光園のリノベーションにつきましては、障がいのある方のグループホーム等にも考えられているということですので、またぜひ利用者の方、該当される方のご意見も十分聞いていただきながらぜひいい方向で、皆さんが納得のいくようなそしてまた訪問看護、デイサービス等も入る予定であるならばやはり使い勝手のいいように設計をしていただいて、一体化として福祉の巨大拠点として、活用できるようなふうになることを望みます。いずれにいたしましても建設期間が短こうございますので、ぜひまたしっかりと建築のほうをしていただければと思います。以上をもちまして保育士の問題で大変皆さんにお願いをいたしました、何とぞよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

〔4 番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで4 番、住田清美君の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後3時42分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（12番）

森下真次

飛騨市議会議員（13番）

高原邦子